

令和 6 年 6 月 定例会

# 浪江町議会議録

令和 6 年 6 月 4 日 開会

令和 6 年 6 月 12 日 閉会

浪江町議会

# 令和6年浪江町議会6月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号（6月4日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	13
小澤英之君	13
佐々木勇治君	22
佐々木茂君	33
渡邊泰彦君	48
散会の宣告	64

## 第 2 号（6月5日）

議事日程	65
出席議員	67
欠席議員	67
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	67
職務のため出席した者の職氏名	68
開議の宣告	69
議事日程の報告	69
承認第1号から報告第6号の一括上程、説明	69
延会について	102
延会の宣告	102

### 第 3 号 (6月12日)

議事日程	103
出席議員	105
欠席議員	105
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	105
職務のため出席した者の職氏名	106
開議の宣告	107
議事日程の報告	107
承認第1号の質疑、討論、採決	107
承認第2号の質疑、討論、採決	108
承認第3号の質疑、討論、採決	108
承認第4号の質疑、討論、採決	109
承認第5号の質疑、討論、採決	109
承認第6号の質疑、討論、採決	110
承認第7号の質疑、討論、採決	110
承認第8号の質疑、討論、採決	111
議案第50号の質疑、討論、採決	111
議案第51号の質疑、討論、採決	112
議案第52号の質疑、討論、採決	113
議案第53号の質疑、討論、採決	116
議案第54号の質疑、討論、採決	117
議案第55号の質疑、討論、採決	117
議案第56号の質疑、討論、採決	118
議案第57号の質疑、討論、採決	118
議案第58号の質疑、討論、採決	119
議案第59号の質疑、討論、採決	119
議案第60号の質疑、討論、採決	120
議案第61号の質疑、討論、採決	120
議案第62号の質疑、討論、採決	122
議案第63号の質疑、討論、採決	122
議案第64号の質疑、討論、採決	123
議案第65号の質疑、討論、採決	124
議案第66号の質疑、討論、採決	124
同意第1号の質疑、採決	125
報告第1号の質疑	127
報告第2号の質疑	127
報告第3号の質疑	128
報告第4号の質疑	128

報告第 5 号の質疑	128
報告第 6 号の質疑	128
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について	129
町長挨拶	129
閉会の宣告	130

浪江町告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和6年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年5月2日

浪江町長 吉田栄光

1 日 時 令和6年6月4日（火）午前9時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	武 藤 晴 男 君	2番	紺 野 豊 君
3番	吉 田 邦 弘 君	4番	平 本 君 司
5番	小 澤 英 之 君	6番	半 谷 君 正
7番	紺 野 則 夫 君	8番	佐 々 木 君 茂
9番	山 本 幸 一 郎 君	10番	高 野 君 武
11番	渡 邊 泰 彦 君	12番	松 田 君 孝 司
13番	佐 々 木 勇 治 君	14番	山 崎 君 博 文
15番	紺 野 榮 重 君		

不応招議員（なし）

# 6月定例町議会

(第1号)

令和 6 年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 6 年 6 月 4 日（火曜日）午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員 (15名)

1番	武 藤 晴 男 君	2番	紺 野 豊 君
3番	吉 田 邦 弘 君	4番	平 本 君
5番	小 澤 英 之 君	6番	半 谷 君
7番	紺 野 則 夫 君	8番	佐 々 木 君
9番	山 本 幸 一 郎 君	10番	高 野 武 君
11番	渡 邁 泰 彦 君	12番	松 田 君
13番	佐 々 木 勇 治 君	14番	山 崎 博 文
15番	紺 野 榮 重 君		

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 栄	光 君	副	町 山 本 長 邦	一 君
副	町 成 井 長 祥	君	教 育 笠 井 長 淳	一 君	
代 表	監 察 委 員 宮 口 勝	美 君	總 務 島 支 所 長 兼 選 举 管 理 委 員 会 書 記 長		
企 画	財 政 課 吉 田 長 厚	志 君	住 民 課 柴 野 長 一	志 君	
产 业	振 興 課 蒲 原 長 文	崇 君	农 林 水 产 課 長 兼 农 业 委 员 会 事 务 局 長		
住 宅	水 道 課 木 村 長 順	一 君	建 设 課 宮 林 長 薫	君	
市 街 地 整 備 課 今 野 裕	仁 君		健 康 保 险 課 長 兼 浪 江 診 療 所 事 务 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 务 長		
介 護 福 祉 課 松 本 幸	夫 君		西 健 一 君		
			会 計 管 理 者 兼 出 納 室 中 野 隆 幸	君	

教 育 総 務 課 長  
鈴 木 清 水 君

生 涯 学 習 課 長 兼  
浪 江 町 公 民 館 長 兼  
浪 江 町 図 書 館 長  
長 岡 秀 樹 君

---

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 次 長  
中 野 夕 華 子 君 今 野 雄 一 君

書 記  
岡 本 ち り 君

- 
- 議長（平本佳司君） おはようございます。
- 会議前ではございますが、議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承願いたいと思います。
- 傍聴される方に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにするようお願ひいたします。
- 次に、福島県町村議会議長会表彰の伝達を行います。
- 事務局長。
- 事務局長（中野夕華子君） 渡邊泰彦議員、松田孝司議員及び佐々木勇治議員並びに平本佳司議員におかれましては、議員在職期間が11年以上となり、福島県町村議会議長会の表彰を受けられましたので、議長から表彰状の伝達を行います。
- 議長、演壇の前へご移動ください。
- [表彰状の伝達]

- 
- ◎開会の宣告
- 議長（平本佳司君） ただいまの出席議員数は15人であります。
- 定足数に達しておりますので、令和6年浪江町議会6月定例会を開会いたします。
- （午前 9時02分）

- 
- ◎開議の宣告
- 議長（平本佳司君） 直ちに本日の会議を開きます。
- 
- ◎議事日程の報告
- 議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。

- 
- ◎会議録署名議員の指名
- 議長（平本佳司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、7番、紺野則夫君、8番、佐々木茂君、10番、高野武君を指名します。

- 
- ◎会期の決定
- 議長（平本佳司君） 日程第2、会期の決定を議題にします。
- お諮りします。今期定例会の会期は、タブレット端末の格納のとおり、本日から12日までの9日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12日までの9日間といたします。

会期中の会議についてお諮りします。4日、5日及び12日を本会議とし、6日から11日までは委員会等のため休会といたします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（平本佳司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、タブレット端末に格納したとおりでございますので、ご了承ください。

---

### ◎行政報告

○議長（平本佳司君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。  
町長。

[町長 吉田栄光君登壇]

○町長（吉田栄光君） おはようございます。

ただいまは長年の議員の皆様のご精励で永年勤続の表彰をよくされた議員の皆様に心からお祝いと敬意を表すものであります。

それでは、本日ここに、令和6年浪江町議会6月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご参集を賜り誠にありがとうございます。

行政報告に先立ち、改めて東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、苛酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

さて、水素エネルギー普及に係る国際連携についてでありますが、昨年、アメリカランカスター市及びハワイ郡と結成しました水素エネルギー普及に関する共同事業体パシフィック・ハイドロジェン・アライアンスの取組として、5月11日から18日の日程で、山本副町長を団長としてアメリカサンゼルス市を訪問し、国際環境会議であるベルデ・エクスチェンジに参加し、水素エネルギー及び再生可能エネルギーの取組について、三者共同で世界に発信してまいりました。

会議では、世界各国における行政や民間による様々な実証や構想

の発表がなされる中、山本副町長より、浪江町では水素タウン構想に基づき、生活の中で当たり前に水素が使用される町を目指しており、駅前の再開発では水素を活用する具体的な計画が既に動き出しているなど発表を行い、多数の拍手をいただくななど、各国の参加者から高い評価を得たところであります。

また、米国要人などを対象とした、総領事館公邸でのレセプションやジェトロが事務局を務める「J H 2 F」という日本水素フォーラムに日本の自治体として唯一参加をし、意見交換を行ってまいりましたところであります。

今回の訪米により、幾つかの企業から浪江への観察希望をいただいたところでありますが、今後も海外の知見などからもしっかりと学びを深め、なみえ水素タウン構想やゼロカーボンシティ、そして水素社会実現に向けて取組を進めてまいる考えであります。

それでは、3月定例会以降の行政執行の主なものについて報告をいたします。

初めに、浪江町行政区長の委嘱についてご報告をいたします。

4月24日、浪江町防災交流センターにおいて、浪江町行政区長の委嘱状交付式を行いました。

交付式では、全行政区を代表して1区行政区長、佐藤秀三様に委嘱状を交付し、今後2年間の行政区長の活動をお願いしたところであります。

各地区行政区長の皆様におかれましては、地区住民の絆の維持、地域コミュニティーの活動の促進などを図っていただき、地域が抱える諸課題の対応についてご意見・ご指導をいただくななど、引き続き課題解決に向けた取組を推進するため、ご尽力を賜りたいと考えております。

次に、浪江町防災交流センターについてご報告をいたします。

3月27日、室原地区に完成しました浪江町防災交流センターの落成式を執り行いました。当施設は常磐自動車道浪江インターチェンジのすぐ隣に位置し、平常時は会議や集会など住民の交流施設として活用でき、有事の際には災害活動拠点や避難所、支援物資受入れの拠点として機能を有します。今後、町の防災拠点の柱として活用してまいります。

次に、浪江町消防団春季検閲式についてご報告いたします。

4月21日、室原地区の浪江町防災交流センターにて、全7分団、約100名の団員が集結し、通常点検・閲団・分列行進に臨みました。あわせまして、幹部辞令交付式も執り行われ、新たに幹部となった団員に辞令が交付されたところであります。引き続き、地域防災の

要である消防団活動にご期待をいたします。

次に、復興加速化に向けた要望活動についてご報告いたします。

3月27日、自由民主党東日本大震災復興加速化本部谷本部長代理に、4月7日は公明党東日本大震災復興加速化本部赤羽本部長に、5月1日には土屋復興大臣に、5月15日には自由民主党東日本大震災復興加速化本部根本本部長に対し、それぞれ浪江町の復興・創生に向けた要望書を提出いたしました。拠点外における帰還意向による避難指示解除に当たっては、住民に寄り添いながら、生活範囲や営農の意向等を踏まえ丁寧に進めるとともに、当町の帰還困難区域の大部分を占める国有林を含めた森林の適切な管理に着手できるよう早期に方針を示すことなどについて要望したところであります。

また、5月14日には、浪江町議会議長と共に、原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会として、土屋復興大臣に対し、帰還困難区域等の復興・再生に向けた要望書を提出いたしました。様々な事情からすぐに帰還意向を示すことができない住民の土地・家屋について、速やかに方針を示すことなどを強く要望したところであります。

引き続き議会と共に連携をしながら、浪江町全域の避難指示解除の実現とさらなる復興の加速のため、積極的に要望活動に取り組んでまいります。

次に、指定ごみ袋配布事業についてご報告をいたします。

町内の違反ごみの解消と生活ごみの分別並びに収集方法の周知を目的とし、6月上旬より町内に居住する世帯を対象に指定ごみ袋7種類の無償配布を順次行っております。今後、新たに町内居住となります世帯へも引き続き配布することで、正しい分別はもとより、ゴミの減容化、リサイクルに努めてまいります。

次に、大堀相馬焼登り窯まつりの開催についてご報告をいたします。

5月3日、昨年避難指示が解除され再開を果たしました陶芸の杜おおぼりにおきまして、大堀相馬焼協同組合の主催により、およそ14年ぶりとなる登り窯まつりが開催され、多くの関係者出席の下、町内の子供たちや町民が作った作品が窯出しされました。登り窯まつりに併せ、大せとまつりも同時に開催され、5日までの3日間でおよそ5,000人が訪れました。

今後も、大堀相馬焼の産地再生に向け、窯元の皆様の地元での再開に向けた支援をはじめ、300年以上受け継がれてきた伝統を後世に引き継ぐため、取組を積極的に推進してまいります。

次に、相馬野馬追祭について報告をいたします。

開催時期が見直され、5月開催となった相馬野馬追につきましては、25日から27日の3日間で開催され、標葉郷から50騎余りの騎馬が参戦し、無事凱旋を果たしたところであります。

南相馬市の雲雀ヶ原本陣で行われました神旗争奪戦では、標葉郷の騎馬が一番旗を獲得するすばらしい活躍を見せていただきました。1,000有余年の歴史と伝統を持つ相馬野馬追につきましては、今後も後世に引き継いでいけるよう、町としても積極的に支援を続けてまいります。

次に、企業立地状況等についてご報告いたします。

4月6日、南産業団地に整備を進めておりました株式会社トッキュウの浪江営業所が完成し、お披露目会及び開所祝賀会が開催されました。本営業所には物流倉庫及び事務所などが整備され、浪江町内で製造された工業製品を運送する拠点となるほか、関東と東北の物流の中継基地として活用されます。本営業所の開所により、浜通りの物流強化や地域経済の活性化につながることを期待しているところであります。

また4月23日には、北産業団地の立地が決定しておりましたかもめミライ水産株式会社の陸上養殖イノベーションセンターが完成し、事業計画説明会と内覧会が開催されました。

本施設は、今後国内外で拡大される完全閉鎖式陸上養殖の技術的・商業的課題を解決し、持続可能な水産業を確立することを目的に整備されたもので、6月以降マサバの稚魚育成を開始し、来年春の初出荷を目指すこととなっております。生産されるサバは生食可能なもので、同社では福の鯖と銘打ち、浪江の新たな特産品とすることを目指しております。浪江町といたしましては、町の新たな特産品が生まれ、町内外の方においしいサバをお届けすることで、水産業発展につながることを期待しているところであります。

引き続き、企業誘致をはじめ立地企業のフォローアップなど総合的な支援を行い、町民の新たな雇用の場の創出に努めてまいります。

次に、畜産施設工事起工式について報告をいたします。

3月19日、棚塩地区に整備を進めている畜産施設の起工式を多くの関係者のご列席の下、開催をいたしました。令和7年度中の整備事業完了を目指し、酪農畜産業の再生及び耕畜連携を進める拠点として、確実な事業実施に努めてまいります。

次に、特定復興再生拠点区域における米出荷再開に向けた試験栽培について報告をいたします。

5月6日に、室原地区において、室原復興組合員や地域の方々30

名が参加し、2年目となる試験栽培の田植が行われました。また、5月12日には末森地区、5月23日には津島地区において、避難指示の解除後初となる田植を地区の復興組合員や地域の方々で行いました。

収穫した米は放射性物質検査を行い、数値を確認しながら、特定復興再生拠点区域における米の出荷再開に向けた取組を継続してまいる考えであります。

次に、農業に係る大学等の復興知を活用した人材育成基盤構築事業の取組についてご報告をいたします。

5月12日、連携協定を締結している東京農業大学と町が共催で、株式会社舞台ファームの協力の下、棚塩地区の圃場で田植イベントを開催したところであります。田植には東京農業大学の学生のほか、アイリスオーヤマ株式会社の大山社長と社員が参加し、総勢約100名で田植を実施いたしました。当日は天候にも恵まれ、穏やかな五月晴れの下、参加者は苗を1本1本丁寧に植えておりました。

また、同日、苅宿地区においても、東京農業大学の学生と地域住民が主体となり、営農している苅宿ふれあいファームにより田植が行われたところであります。

引き続き、大学と連携し、地域農業の活性化につながる活動を積極的に進めてまいる考えであります。

次に、新嘗祭献穀に向けた田植についてご報告をいたします。

5月25日に、酒田地区の認定農業者、半谷啓徳氏の圃場30アールで、新嘗祭に献穀する天のつぶの田植を行いました。本年10月下旬に皇居で行われる献穀献納式で献穀米を献納する予定となっております。献納が滞りなく実施できるよう関係機関と連携してサポートを行ってまいる考えであります。

次に、請戸ものロゴマークについてご報告をいたします。

請戸漁港で水揚げされた海産物を請戸ものとして位置づけ、さらなる魅力発信のため、請戸ものロゴマークを募集したところ、全国から66品の応募をいただき、その作品の中から漁業者を中心とした選定委員会で、最優秀賞・優秀賞2作品を選定いたしました。

3月23日、やすらぎの宿双葉の杜において、国・県・町内関係者及び受賞者を招き、請戸ものロゴマークお披露目会を行いました。受賞者からは、作品へ込めた思いをご披露いただいたところであります。今後も水産業振興のため、請戸もののさらなるPRに取り組んでまいる考えであります。

次に、アユの稚魚放流体験についてご報告いたします。

5月12日、道の駅なみえ及び請戸川沿いの親水公園において、室

原川高瀬川漁業協同組合の主催によるアユ稚魚放流体験会が行われました。昨年度から始まった当イベントに、今年は町民約50名が参加し、約5,000匹のアユの稚魚を放流したところであります。

アユをはじめとした漁業資源及び河川環境の回復は当町にとって重要な課題であることから、引き続き遊漁の再開に向けて支援してまいり考えであります。

次に、教育行政関連についてご報告いたします。

3月13日、なみえ創成中学校において卒業式が行われ、10名の生徒が卒業いたしました。多くのご来賓の方々にご臨席をいただき、新たな門出を祝福いたしました。卒業生は、双葉郡内や南相馬市内の県立高校などへ進学をしたところであります。

3月16日には、浪江にじいろこども園の卒園式が行われ、8名の園児が卒園しました。4月からは、全員がなみえ創成小学校へ通学しております。

3月22日には、なみえ創成小学校において卒業式が行われ、8名の児童が卒業いたしました。保護者やご来賓の方々のご臨席の下、在校生もお祝いし、心温まる卒業式となつたところであります。

4月5日、浪江にじいろこども園の入園式・進級式を行いました。1歳児から2歳児の20名を第1部、3歳から5歳児の32名を第2部として開催をいたしました。

4月8日には、なみえ創成小学校・中学校の入学式が行われました。小学校入学児童が9名、中学校入学生は8名を加え、小学校は48名、中学校は24名で今年度の教育活動が始まつたところであります。

5月2日、なみえ創成小・中学校及びにじいろこども園の120名を超える園児、児童・生徒が地震と津波を想定した避難訓練を行いました。今回も徒步でサンシャイン浪江まで避難した後、各保護者への引渡しまでの訓練を行つたところであります。

次に、生涯学習関連についてご報告いたします。

3月2日、浪江町芸能祭が秋桜アリーナで開催されました。民謡、舞踊、フラダンスなど様々な演目で、14団体が日頃からの練習成果を発表したところであります。

4月より、週1度、秋桜アリーナトレーニングルーム利用者を対象に、健康運動指導士がトレーニングマシンの使い方などのアドバイスを行っております。マシンを正しく効果的に使用していただくことで、利用率の向上と利用者の方々の健康増進に努めてまいり考えであります。

4月26日、地域ふれあいチャレンジとしてみそづくり教室を実施

しました。18名が参加し、ゆでた大豆を潰しながら、こうじと塩を混ぜ合わせ、6か月熟成させた後、参加者オリジナルみその完成を楽しみに待っているところであります。

5月10日、ふれあい交流センターにおいて、子ども週末チャレンジとして、昨年に引き続き、図書館に宿泊するナイトライブラリーを開催しました。小学3年生から中学生まで16人が参加し、夜の図書館で本探しゲームや、防災教育の一環として防災テントを自分たちで設置し、非常食の試食も行いました。ふだんとは違う環境の下で、子供たちは楽しく生き生きと活動をしておりました。今後とも週末チャレンジでは、今後、子供たちの成長支援や自立支援など、新しいことにチャレンジをしてまいる考えであります。

以上、3月定例会以降、現在までの取組について報告をさせていただきました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、専決処分の承認案件8件、契約の締結案件13件、契約の変更案件1件、町営土地改良事業の変更案件1件、令和6年度補正予算案件2件、同意案件1件、報告案件6件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（平本佳司君） 以上で行政報告は終わりました。

---

#### ◎一般質問

○議長（平本佳司君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となります。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。質問は質問席で行います。

なお、一般質問は通告順に許可をいたします。質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。また、質問はあくまでも質問に徹し、要望やお願い、お礼の言葉を述べることは慎むようお願いいたします。

---

#### ◇小澤英之君

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君の質問を許可します。

5番、小澤英之君。

[5番 小澤英之君登壇]

○5番（小澤英之君） おはようございます。

5番、小澤英之です。議長の許可をいただきましたので、一般質

問を行わせていただきます。

なお、質問方法としては、通告書に記載のとおり一括質問方式で行います。よろしくお願ひいたします。

質問事項については大きく5点です。1点目は郷土芸能資料館の整備について、2点目は請戸川リバーライン桜について、3点目は新紙幣について、4点目は建設業2024問題について、最後に、戸籍等の振り仮名への対応についてです。

それでは、具体的に質問に入らせていただきます。

初めに、1. 郷土芸能資料館の整備についてです。

本年3月に発表されました浪江国際研究学園都市構想の中に伝統文化の承継と新たな浪江文化の創出が掲げられております。

具体的には地域の歴史・文化・伝統の承継においては、浪江町の歴史・文化・伝統の資料保存や承継するための仕組みづくりや多様な主体の関係者などが歴史・文化や伝統芸能を体験する機会の提供となっております。

また、一部地区において公民館等保管場所の取壊しが予定されており、それに伴いまして保管場所の確保に苦労していると聞いております。

のことから、浪江町としての保管庫を兼ね備えた郷土芸能資料館を整備すべきと考えますが、その取扱いについてお尋ねいたします。

次に、大きい項目であります2. 請戸川リバーライン桜についての質問に入ります。

請戸川堤防沿い約1.5キロメートルにわたりまして約120本の桜、ソメイヨシノが本年も鮮やかに咲き誇り、町内外から多くの方々が来場されました。現在、桜の管理は絆さくらの会というところの皆さんのが手入れを行っていることから、美しい桜を楽しむことができております。

今後ともこの美しい桜が鮮やかに咲き誇るようにするために、町としてどのように関わることとしているのか、お尋ねをいたします。

次に、大きい項目であります3. 新紙幣についての質問に入ります。

20年ぶりに刷新されます新紙幣が、来月7月3日に発行されることとなりました。

そこで、新紙幣が発行されることから、利用者が混乱、不便が生じないよう、新紙幣を識別できる機器の改修、導入についてお尋ねをいたします。

その中で①としまして、紙幣を利用しての券売機等対象台数は現

在何台あるのかどうか。また、新紙幣への対応状況についてはどのようにになっているのか。

それから、（2）としまして、新紙幣の発行は学校での教育にとっても貴重な機会となると考えられます。

そこで、金融の基本的な概念、クレジットカードの使用などについての授業を導入してはどうかと考えますが、その取扱いについてお尋ねいたします。また、肖像の3人、一万円札が渋沢栄一、日本近代社会の創造者、五千円札が津田梅子、女性の地位の向上と女子教育に尽力した教育家、それから、千円札が北里柴三郎、破傷風を予防・治療する方法を考えた微生物学者でありますけれども、これらの方々の業績等についても教育への活用が図られると考えますが、その取扱いについてお尋ねをいたします。

それから、次に、大きい項目であります4. 建設業2024問題についての質問に入ります。

建設業においても本年4月1日に働き方改革関連法が適用されることとなりました。

内容としては主なものとして、1点目が時間外労働の上限規制、原則年360時間、それから、2点目で中小企業割増賃金率の引上げ等です。これによりまして、建設業の人手不足問題が深刻化し、人件費が増大することが予想されること、また、罰則つきの時間外労働の上限規則が適用されるため、従業員の残業時間が減少し、人手不足問題がさらに深刻になる可能性があること、さらに、中小企業割増賃金率の引上げにより、企業の負担が増大すること等などです。

このことから、建設業は週休2日等の休日を確保する工期設定や適正な労働時間の管理など具体的な施策を実施することで、2024問題に対応することが考えられます。

現在当町において数々の工事が進められている状況にあります。工期・工事費用の増加等を含め影響が心配されます。町としての対応策についてお尋ねいたします。

最後の質問です。5. 戸籍等の振り仮名への対応についてです。

従前戸籍においては、氏名の振り仮名は記載事項とされておりませんでしたが、戸籍法の改正による戸籍の氏名振り仮名の法制化によりまして、戸籍に振り仮名が追加されることとされました。

国は取組の趣旨として、氏名の振り仮名が戸籍上一意に特定されることでデータベース上の検索等の処理が容易になり、誤りを防ぐことができるようになる。また、複数の振り仮名を使用して別人を装い、各種規制を潜脱しようとする行為が防止できる等を掲げております。

これにより本人特定がしやすくなること、提出された戸籍等により呼称しやすくなる等もあり、ぜひしっかりと対応していただきたいと思っております。

手続も振り仮名を振るということで、さほど難しいものとは想像できませんが、昨年度行われましたマイナンバーカードの申請のときは、申請または受付のときいずれかに来庁しないといけない等、遠方に避難する町民に負担があるとともに、ポイント付与の手續が高齢者の方などに分かりづらいものであったというふうに思います。

そこで、今回進めるに当たり、何点かお尋ねをします。

1つ目が、申請の受付のスケジュールについてどのようにになっているのか。2点目が、戸籍を取得するときには誰でも取得できるわけではなく制限がありますけれども、誰が申請することができるのか。3として、そもそも申請が必要となっているのかどうか。4として、1度申請をした後、訂正はできるのかどうか。

私はこういった手続はできるだけ簡単なものでなければならぬと考えており、先ほど申し上げたように分かりやすく、住民に負担が生じるような手続とならないのか心配しております。

以上、第1回の最初の質問を終了いたします。回答をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 答弁者、町長。

○町長（吉田栄光君） 小澤議員の郷土芸能資料館の整備についてのご質問にお答えをいたします。

保管庫を兼ね備えた郷土芸能資料館の整備についてありますが、浪江町の歴史・文化・伝統等の資料の保存、次世代への継承について大変重要な課題だと認識しております。

浪江町の歴史等を後世に残していく上で、いずれ資料館等については整備検討が必要であると考えておりますが、まずは町のさらなる復興、再生の加速に向け、今取り組んでいるところであります。今後保管すべき文化財と資料の整理や調査を進め、どのように後世に残していくか研究をしているところであります。

また、先ほど申し上げましたが、整備検討が必要であるというような考えを示しましたが、小澤議員ご指摘のとおり、この当町は東日本大震災と原発事故から13年が経過する中で、震災前と震災後は非常に町が変化しているところであります。正しく歴史等を次の世代や町民、町外の多くの方々に資料的なものを公開する必要もあろうかと思っています。

今後、学芸的な知見も用いながらこれらがしっかりと、我々が、今指摘のとおり、次の後世に残していくその準備を今後進めてい

く必要があろうかと思っております。

いずれにしろ、浪江町の今までの歩みをしっかりと後世に伝えていく行政の責任として考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問の2点目、請戸川リバーラインの桜についてのご質問にお答えいたします。

絆さくらの会の保全活動の費用につきましては、町の復興コミュニティ事業補助金の活用をいただいているところでございます。

また、昨年度からは連携協定を結んでいる東京農業大学の学生の皆様にも剪定作業などの保全活動に参加をいただいているところでございます。

請戸川リバーラインの桜は町のシンボル的な存在であり、絆さくらの会の皆様の活動は地域活動のモデルとして非常に重要な取組と認識しております。リバーラインの桜が今後も町民の心のよりどころとして健全に維持されるよう、また、絆さくらの会の活動の輪が広がり、活動の維持ができるよう、町としても支援を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、大きな3番、新紙幣について、  
(1) 新紙幣の対応状況、券売機の対象台数はのご質問にお答えをいたします。

町直営の施設については、教育総務課の所管するふれあいげんきパークのボルダリング用レンタルシューズ発券機、生涯学習課所管の浪江町地域スポーツセンターの発券機の2台でございます。町の指定管理施設等につきましては、産業振興課所管の道の駅に14台、いこいの村に3台ございます。

続きまして、②それらの対応状況のご質問にお答えをいたします。

ふれあいげんきパークは新紙幣発行前に対応完了予定、スポーツセンターは対応済みでございます。また、道の駅、いこいの村についても受託事業者にて6月中に対応を完了する予定と確認しております。

以上であります。

○議長（平本佳司君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 金融機関等についてのご質問にお答えいたします。

学習指導におきましても、金融教育が取り上げられており、関連するものとして、小学校におきましては3年生の社会科での働く人と私たちの暮らしにおける買物調べ、また、5年生家庭科、物やお金の使い方、中学校におきましても3年生社会科公民分野、暮らしと経済、2年生家庭科、私たちの消費生活等の単元を通し、金融の基本的な概念やクレジットカードの決済の方法等も含め学習しており、日常の消費行動の中で消費者が注意すべきことについても理解を深めているところであります。

今後も望ましい消費行動等も含め、将来の自立に向け、金融教育を充実させてまいりたいと考えております。

次に、新紙幣の肖像に関するご質問にお答えいたします。

今年度、なみえ創成小学校の5、6年生におきまして、東邦銀行が主催する金融経済教室に参加し、お金や銀行の役割について学習いたします。その講義では、新紙幣についてもお話をいただくこととなっており、新しく肖像画に選ばれた人物の功績等についても学習を深める予定であります。

また、中学校の社会科の授業におきましては、近現代史の学習において、これら肖像画の人物が日本の近代国家形成の過程でもたらした影響や功績について学んでいるところであります。

今後も紙幣刷新などの時事的な話題を柔軟に授業に取り入れながら、児童・生徒の学習への関心を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 大きな4. 建設業2024問題について、町が進める工事について、工期・工事費用の増加等に対する対応策についての質問にお答えいたします。

工期につきましては、新・扱い手3法に基づき、適正な工期設定が発注者の責務とされており、公共工事の入札及び契約過程で適正な工期設定が行われるように求められております。このことから、早期発注や継続費の設定など受注者に必要な工期を確保して対応しております。

また、特定の年度や時期に工事が集中することがないよう、公共工事の平準化や取組状況を把握、公表することで、工期の適正化を図ってまいりたいと考えております。

工事費用の増加等に対する対応策としまして、各省庁の補助事業等の確実な確保と地方債などの活用により、工事費用の増加等に適正に対応してまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 5の戸籍の振り仮名への対応についての①申請の受付のスケジュールについてどのようにになっているかのご質問にお答えします。

現段階では詳細な事務取扱等は国より示されておりませんが、明らかにされている情報では、令和7年5月頃に、既に保管されている戸籍の市町村長は、市町村が便宜上保有しております住民票の氏名の読み方の情報を参考に通知をすることとされております。また、通知された以外の振り仮名とする場合等、令和7年5月から1年以内に限り氏名の振り仮名の届出をすることもできることとなっております。

②の誰が申請することができるのかについてでございますが、氏については原則として戸籍の筆頭者が、名については戸籍に記載されている各人が届出することができるとされております。また、未成年者については親権者が届出をすることとなっております。

3の申請が必要なものとなっているかについてでございますが、先ほどお答えしましたとおり、市町村が便宜上保有する氏名の読み方を選択されない場合に限り、1年以内に限って届出をすることができるとされておりるので、必要に応じての対応となります。

また、本制度開始以後、新たな戸籍の届出をされる方についても届出いただく必要がございます。

また、届出するに当たっては、氏名に用いる文字の読み方として、一般的に認められているものに限られることなど複雑ではございませんが、注意すべき点もございます。

次に、届出方法でございますが、一般的な届出と同じく窓口及び郵便での届出が可能で、これ以外にも、国ではマイナポータル等での届出も検討されているところでございます。

国ほうからも、制度周知について広報に工夫するとの説明もございました。町といたしましても、届出される方の状況に応じ、負担を感じない方法を選択できるようしっかりと広報したいと考えております。

最後に、④の1度申請をした後の訂正ができるかについてでございますが、制度開始から1年の間に届出がないことによって、便宜上保有する氏名の読み方等で戸籍に記載された場合につきましては、1回に限って家庭裁判所の許可を得ることがなく変更の届出をすることができるとされております。

ただし、届出後の変更については、氏名の変更と同様に通常の変更の取扱いとなりますので、やむを得ない事由によって氏の振り仮名を変更しようとするときは筆頭者及び配偶者が、正当な事由によ

って名の振り仮名を変更しようとするときは各人が家庭裁判所の許可を得て届出なければならないとされております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ目が、町長のほうから回答ありました郷土芸能資料館の関係ですけれども、かなり難しい案件というか、そういうふうには理解はしているんですが、要するに財源ですね、これをどのように考えているのか、財源については町長の手腕にかかっているのかなと思いますので、このところを再度町長のほうから答弁をいただければなというふうに思います。

それから、2024の絡みですけれども、建設業2024関係なんですが、その平準化、もうちょっと具体的に説明をしていただければなと思います。どのような対応というのを、平準化を行っていくかというような点をもう一度説明をお願いしたい。

それから、教育のほうは理解をいたしました。終わります。

それから、最後に戸籍の振り仮名関係でありますけれども、振り仮名について、国からまだ詳細なところが示されていないというふうなことで了解したところでありますけれども、住民にとって負担とか難しさとか、そういう注意する部分というのを理解したところですけれども、他方、行政側、町のほうとして再質問をさせていただければと思うんですが、先ほど話をしましたマイナンバーカードの申請時に分かりづらさもあって大変窓口が混雑したというふうに見受けられます。

そこで、浪江町として膨大な量の戸籍があるというふうに思われるんですが、職員負担は大きくならないのか、また、財政負担や対応方法も教えていただければなというふうに思います。

以上、再質問です。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 小澤議員の再質問にお答えをいたします。

郷土芸能資料館の建設に当たっての財源について詳しくというような、今質問かと思います。

この財源については、今現在はつきり申し上げますと、この資料館の建設に当たっては国・県の補助はありません。つまり当町の一般財源で建設をしていかなければいけないというようなの、今現在の現状であります。

財源のお話が出ましたから、お話をあえてさせていただきますが、

この2期復興・創生期の中で当町の復興、つまり県や国の様々なスキームを活用しながら復興を進めているのが今現在であります。

この大堀小学校の跡地に建設した収蔵庫については、基本的にはこういったものを活用しながら財源として建設をしてきたものと考えております。

これらの資料館となりますと、この補助金が該当しないというような状況でありますから、収蔵庫として今後史跡、あらゆる文化財等を一時一定的に保管して、将来にわたっては町民の方々に歴史的なものを公開していくというような考え方で私は造られたものと思っております。つまりこの財源確保であります、今復興の中でしっかりと復興を進めていくべき事業については活用しながら進めていかなければいけない。

今、小澤議員がおただしの資料館についてはそういったスキームに該当していかない。つまり一般財源を活用してやっていかなきやいけないということであります。

これら復興の今の、13年が経過する中の復興の道筋の中でしっかりと民間投資がなされて、企業誘致等を含めて一般財源確保もしていかなければいけないと思っております。

今後2期復興期以降、我々はこの一般財源の確保をしっかりと進めながら小澤議員ご指摘の資料館等そういったものに充てながら後世に残していく。そして町として必要なものはつくっていかなければいけない。ただ、時間軸にあっては財源確保等を含めて復興の進捗、一般財源の確保等を含めながら、これらについてはしっかりと議会の方々に、議員の方々に示してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 建設課長。

○建設課長（宮林 薫君） 大きな4. 建設業2024問題の平準化はの質問にお答えいたします。

まず、特定の時期に工事が集中する様子がないように発注したり、あと、適正な工期設定を行いまして、場合によっては継続費などを設定して工事の適正化を図っていくということでございます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 再質問の職員負担、それから財政負担についてお答えいたします。

本年3月末現在で本籍の人口が約2万2,600名と数多くの戸籍が浪江町にはございます。このような中でございますけれども、当初通知に当たって、戸籍は浪江町にあるが、振り仮名の参考となる住

民票が浪江町にない方、それから、住民票と実際の居所が異なる方、そういう方を合わせると、通知に工夫が必要な方がかなりの数になるのではないかと考えているところでございます。

また、全国に避難を続け、避難先住所を持つ方がおり、これらの問題から仕分等の整理をする作業に時間を要すること、また、費用面については届出された情報の登録など委託等財政負担が生じる可能性を想定しております。

財政負担が生じる件につきましては、全国的に危惧されておりまして、これらの問題に対しましては、当町だけではなくて全国の市町村が、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会という会がございまして、そこを通じて国へ外部委託費用や通信運搬費、それから人件費について全額補助すること、また、本件について想定される様々な対応についての対処について行うよう求めているところでございます。

なおでございますけれども、戸籍システムの改修費用につきましては、全額補助対象経費になるということで、今年度の当初予算のほうに計上しております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 再々質問はありません。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（平本佳司君） 以上で5番、小澤英之君の一般質問を終わります。

---

○議長（平本佳司君） ここで、10時15分まで休憩します。

（午前 9時59分）

---

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前 10時15分）

---

#### ◇佐々木 勇 治 君

○議長（平本佳司君） 13番、佐々木勇治君の質問を許可いたします。

13番、佐々木勇治君。

〔13番 佐々木勇治君登壇〕

○13番（佐々木勇治君） 13番、佐々木勇治です。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。質問方式は一括方式です。

今回の質問ですが、1つ目になみえ創成小・中学校、浪江にじい

ろこども園について、2つ目に放射線管理について、3つ目に震災遺構について、4つ目にオンライン診療について、5つ目に生活支援についての5項目です。

初めの質問に入りますが、平成30年4月になみえ創成小学校、なみえ創成中学校が開校、にじいろこども園が開園され、小学生8名、中学生3名、こども園11名で始まり、児童・生徒及び園児数が増加傾向にあります。

とても喜ばしいことなのですが、現在の建物では部屋の数に限りがあります。なみえ創成小・中学校、浪江にじいろこども園の建物について、今後どのように考えているのか、お伺いします。

次の質問ですが、浪江にじいろこども園の給食について、当初30名程度の園児を想定した調理場でしたが、令和4年度に30名を超える、現在では52名となっています。園児数が増加し、給食の対応が困難になることがないようにどのような対策をしていくのか、お伺いします。

次に、放射線管理について伺います。

平成30年4月に浪江にじいろこども園が開園されました。その当時、空間線量測定箇所数は園舎内で5か所、園庭2か所の合計7か所で実施していました。さらに、月に1度表面の放射能濃度の確認をし、園庭遊具5か所及びウッドデッキ3か所の測定を行っていました。令和4年に増築されましたが、現在の放射線測定箇所数をお伺いします。

次の質問ですが、平成30年4月、なみえ創成小学校、なみえ創成中学校が開校し、空間線量測定箇所数は校舎15か所、校庭及び敷地内5か所の計20か所でした。増築はしていないものの、現在の放射線測定箇所数をお伺いします。

次に、震災遺構について伺います。

浪江町立請戸小学校は2011年3月11日、いまだかつて経験したことのない大地震、大津波とその後の原発事故に見舞われ、甚大な被害を受けました。当初通っていた児童93名は、教職員の迅速な判断と児童の協力により奇跡的に全員が無事避難することができました。

地域のシンボルである請戸小学校を震災遺構として整備・保存し、防災について考えるきっかけとして、また、後世へ伝承していくための施設として2021年10月から一般公開をし、見学者数は2023年8月21日で10万人を突破し、かなり順調だと思っています。

町民ならほぼ施設を見学していると思っていたら、案外そうでもありませんでした。その理由を聞いてみると、料金を支払ってまで見たくなり、震災当時を思い出したくない、理由は様々です。震災

当時を思い出したくない方は仕方ありませんが、施設見学ができる方なら1回は見学するべきだと思っています。

そこで、入場料金を町民限定で1年に1日だけでも施設見学を無料にすることは可能なのか、お伺いします。

次に、オンライン診療について伺います。

今年の2月から小児科のオンライン診療が本格的に始まりました。町内に居住していたり、町内のこども園や小・中学校に通園、通学している子供たちが対象で、町内の医療環境を充実させるため、週3回程度のオンライン診療を行っています。

専用アプリを使ったビデオ通話を活用し、患者は自宅などから受診、処方箋を受け取ることができます。必要な場合には地域の小児科と連携して2次医療につなげます。

予約もでき、評判もとてもよいのですが、どれだけの方が利用しているのか、オンライン診療の受診人数をお伺いします。また、子供の両親も受診できるとのことですが、実際に受診した方がいるのか、お伺いします。

次に、生活支援について伺います。

今年2月26日、福岡県のみやま市の小学校で、小学1年生の男子7歳がウズラの卵を喉に詰まらせて窒息しました。その日の給食の献立はご飯、みそおでん、海藻サラダ、牛乳です。零時35分頃、男児が吐きそうなそぶりをしたため、教諭らが背中を叩くなどしましたが、食べ物は出ず、人工呼吸などを実施、同40分頃に119番したもの、ドクターへリで搬送されるが、搬送先で死亡しました。

日本小児科学会によると、ミニトマトやブドウなど丸くてつるつとした食品は気道を塞ぎやすく、窒息につながる危険性があります。窒息状態になると数分で呼吸が止まる可能性があり、同会は直ちに119番するように呼びかけています。

当町にも浪江にじいろこども園、なみえ創成小・中学校があります。万が一にもこのような事故を起こさないように、給食の際にはどのようなことに注意しているのか、お伺いします。

また、給食時間が短過ぎるとの話もありますが、当町の浪江にじいろこども園、なみえ創成小・中学校は何分間給食の時間があるのか、お伺いします。

次の質問ですが、県は今年度、妊婦や子育て中の人が優先して利用できる子育て応援駐車場を県内の公共施設などに導入します。県立図書館や県立美術館、各保健福祉事務所に先導導入する計画で、将来はほかの公共施設や民間施設への拡大を目指しています。県全体で子育て応援し、機運を高めながら、安心して子供を産み育てる

環境づくりにつなげたい考えです。

子育て応援駐車場の利用対象は妊婦と未就学児を連れた家族とする方向で、子育て中の方が気軽に利用できるスペースとします。ベビーカーの乗り降りなどを考慮し、既存の駐車スペースよりも広いスペースを施設入り口近くに確保することを想定、子育て応援駐車場であると分かりやすく示すマークをつくり、駐車スペースの舗装や看板などの設置などで周囲の駐車利用者に配慮を促します。

県内では身体障害者や妊婦らを対象に、歩行が困難な場合、県に事前申請することで使える思いやり駐車場の制度が2009年に始まり、1月1日時点で民間743施設、公共521施設に普及しています。また、利用者があれば、41府県で相互利用できる仕組みではあるものの、利用できるのは妊娠7か月から産後3か月に限定されています。子育て応援駐車場の利用について、県は利用者の自主的な判断に任せの方針です。

導入が進めば、妊婦や子育て中の人が各施設を使用しやすい環境につながると見ていて、同様の制度は岐阜、鳥取の両県で始まり、民間施設の一部にも取組が広がっています。県は子育て応援駐車場整備を通じ、子育てをする方を周囲が応援する環境づくりを進め、対象者が安心して利用できるようにしていきたい考えです。

当町にも思いやり駐車場はありますが、子育て応援駐車場の設置についてはどのように考えているのか、お伺いします。

次の質問ですが、本県の事業所で、昨年育児休暇を取得した男性の割合は36%で、前年20.4%の約1.8倍と大幅に増えたことが県の調査で明らかになりました。法改正などを背景に企業の理解が進んだことが主な要因と見られ、県が総合計画で2030年の目標としている30%を上回りました。ただ、育休の平均取得日数は女性の8分の1にとどまりました。

県は男性に一定期間の育休を取得させた企業に奨励金を交付するなど、育休取得を後押ししており、企業の規模にかかわらず、長期の育休を取れるようになれば、女性が出産、結婚後も働き続けられるようになります。取得向上と取得日数の長期化に向け、今後も企業、労働者の双方を支援していくとしています。

ここで、配付してある資料をご覧ください。

南相馬市では、令和4年4月からパパ応援育休取得促進奨励金として、連続する1か月以上、または分割取得した日数が合計30日以上で奨励金20万円、連続する7日以上1か月未満で奨励金5万円、支給の条件は幾つかありますが、なぜ当町は奨励金がないのとストレートな質問が町民からありました。

私も考えたことすらありませんでしたが、確かに奨励金があれば育児休業を取得しやすいと思いますので、町の宝である子供たちの笑顔のためにも、支給ができるのか、お伺いします。

以上ですが、再質問は必要に応じて行います。

○議長（平本佳司君） 答弁者、教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、1、なみえ創成小・中学校、浪江にじいろこども園について、部屋数にも限りがあるが建物について今後どのように考えているかのご質問にお答えいたします。

なみえ創成小・中学校、浪江にじいろこども園ともに、年々児童・生徒数は増加しており、小・中学校では開校から7倍以上、こども園では開園から約5倍となっております。

現在小・中学校では教職員の加配をいただき、学年ごと1学級の単式学級編制の上、小中ともに特別支援学級を設置しており、校舎内には空き教室がない状況です。

今後F-R-E-Iの立地による児童・生徒の転入も見込まれますので、現段階から学校施設の方向性を検討しなければならないと考えてございます。

次に、こども園につきましては、令和3年度に増築の上、令和4年度から定員90人として運営しております。今年度は入園児52名でスタートしましたが、既に定員を超過しているクラスや定員に逼迫しているクラスもある状況です。

このような中、今までの居住人口の増加及びF-R-E-Iの立地を踏まえ、今後の未就学児の人数を推計したところ、令和8年度には現在の定員90人を超過する見込みとなりました。これら定員超過の懸念、開園当時の規模のままの調理室、遊戯室の問題の解消は喫緊の課題であることから、増築による施設整備を計画しているところです。

関係予算につきましては、今定例会に上程する一般会計補正予算に計上させていただいております。

続きまして、（2）の浪江にじいろこども園の給食対応が困難になることがないようにどのような対策をしていくのかのご質問にお答えします。

浪江にじいろこども園の調理室では、現在園児及び職員分70食と別途アレルギー対応の給食も提供しております。調理室の規模は30人定員のままであり、大変手狭なことから、これまで室内の装備を充実させ動線を工夫するなどにより園児の増加に対応してまいりました。

昨年度は8月までに6人の園児が増加し、なみえ創成小・中学校

の調理場における園の給食調理について、双方の栄養士を中心に協議を重ねましたが、調理終了時間、使用食材の違い及び大きさ、調理場から給食運搬に伴う園の改修等、解決に時間のかかる課題がございました。

このことを踏まえ、さきのご答弁にも関連いたしますが、給食の提供に支障を来すことがないよう、増築により対応することを考えております。

次に、2、放射線管理について、浪江にじいろこども園の現在の放射線測定箇所のご質問にお答えいたします。

現在の空間線量測定箇所につきましては、令和4年に増築しました教室、玄関、渡り廊下などを追加し、計15か所で測定しております。また、表面の放射能濃度測定箇所につきましては、後に設置した園庭の遊具を追加し、8か所測定しております。

測定に関しましては、弘前大学から測定機器の使用方法などを指導いただき、結果を共有の上、適宜ご助言をいただきながら放射線管理に努めています。

次に、なみえ創成小・中学校の放射線測定箇所に変化はあるかのご質問にお答えします。

なみえ創成小・中学校の空間線量測定箇所につきましては、現在は校舎内3か所、敷地内1か所の計4か所にて測定しております。こども園とともに、弘前大学からご支援をいただき、測定結果を踏まえたご助言の下、測定箇所を段階的に整理してまいりました。

なお、弘前大学は校舎外の雨水測定を月に1回実施されており、専門家の視点も併せて放射線管理に努めています。

以上です。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、私のほうから大きな項目の3、震災遺構についてのご質問にお答えいたします。

震災遺構浪江町立請戸小学校を町民限定で無料見学は可能かの質問ですが、令和4年3月11日及び令和5年3月11日に特別開館日として、町民に限定せず無料開館し、町内外から多くの方々に見学してもらっています。

また、町の条例等でも定めておりますので、無料で開館することは可能であると考えております。

今年度特別開館日の実施につきましては、前向きに進めていく考えであります。実施の際は広報、ホームページ等などで周知したい考えであります。

また、町民限定での施設見学ですが、震災の教訓など町内外に広

く発信し、防災教育の向上を図っていく必要があることを考えると、町民に限定せず無料で開館する考え方であります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、オンライン診療についてお答えいたします。

オンライン診療につきましては、昨年12月より準備を始めまして、1月に説明会を実施しました。2月より本格的な診療の開始となつてございます。

オンライン診療を実施することのクリニックちょこの先崎医師の親切な対応やスマートフォンだけで診療を受けられるという手軽さから、議員ご指摘のとおり、大変好評をいただいております。

診療実績につきましては、延べ人数で2月が18人、3月が21人、4月が12人となっておりまして、そのうち子供の両親など家族を診療した実績は2月が4人、3月が4人、4月が1人となっております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、5、生活支援について、こども園、小・中学校の給食の際の注意点と給食時間はどれぐらいなのかのご質問にお答えいたします。

まず、浪江にじいろこども園におきましては、ウズラの卵のほかミニトマト、豆類など事故が起きた食材は国・県の指導を踏まえ、給食では提供しておりません。その上で、食材は園児の年齢に合った大きさ、硬さなど切り方、調理方法も工夫の上で提供し、食事中は園児の様子を注意深く観察しております。

なお、家庭から持参するお弁当に関しても、給食だより等で丸い食材はカットする、ピックは使用しないなど注意喚起を図っています。

給食時間につきましては、年齢を問わず45分間を確保しておりますが、園児のペースにより柔軟に対応しております。

次に、なみえ創成小・中学校におきましては、日常よりよくかむ指導を徹底しております。特に小学校ではウズラの卵の事故の報道直後に給食に関する全体指導を行い、事故防止に努めるとともに、教職員も児童と一緒にランチルームで給食を取り、一人一人に注意を払いながらよくかむ指導を実践しております。

給食時間につきましては、小学校では40分、中学校では30分ですが、入学間もない小学1年生には5分程度延長する、学年を問わず

食事に時間要する場合は適宜延長するなど可能な限り柔軟な対応を心がけております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、大きな5番、生活支援についての（2）子育て応援駐車場の設置についてのご質問にお答えをいたします。

子育て応援駐車場については、福島県が今年4月に導入計画を発表しており、これはこども基本法に基づき取り組まれる施策となっております。

子育てを支援する事業の推進においては、県、市町村、事業者、地域住民等が協力し、地域一体となって応援していくことが必要だと考えます。既に導入、運用している岐阜県や鳥取県でも県が先導して市町村や事業者と連携して取組を進めています。

町の公共施設への導入につきましては、事業について情報収集し、県の設置、運用状況等や他市町村の動向も注視しつつ導入について検討してまいります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、（3）の育児休暇を取得した男性への奨励金を支給すべきではのご質問にお答えいたします。

男性の育児休業取得につきましては、妊娠から出産、子育てに係る女性の負担軽減のために、また、産まれたお子さんへの愛着形成のためにも大変重要なことと認識しております。

奨励金の給付につきましては、財源の確保等の検討を進めつつ、まず取り組むことのできる子育て支援策として、妊娠初期から女性に限らずパートナーである男性の相談にも応じる体制を強化してまいります。

その中で、男性の育児休業取得の必要性に触れるなどにより取得促進に努めるほか、勤務先も含め社会全体の理解が進むよう、広報等で男性の育児休業取得の重要性について周知を図ってまいります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 13番、佐々木勇治君。

○13番（佐々木勇治君） 再質問を行います。

初めに、なみえ創成小・中学校、浪江にじいろこども園について、（1）（2）を同時に再質問を行います。

なみえ創成小・中学校の建物増築は検討中、浪江にじいろこども園は建物を増築する考えということですね。こども園の園庭及び遊

技場も狭いという話があるので、増築する考えなら安心しました。

町長は昨年の浪江にじいろこども園の運動会で、子供は町の宝ですと、そして、先月のなみえ創成小・中学校の運動会では、子供たちを最優先で考えるとの強い言葉もありましたので、最優先の事業になると思います。私含め同僚議員も子供たちのために反対する議員はいないと思っています。

それより心配なのが、建物が狭いなどの理由でこども園、小・中学校に入園、入学したくてもできなかつたことなどの事象だけは1名も出してはなりません。そのためにも増築に向けて動き出しかありませんが、財源の予定はどのように考えているのか、お伺いします。

次に、放射線管理について再質問を行います。

こども園の教室、玄関、渡り廊下等合計15か所、園庭8か所、なみえ創成小・中学校は校舎内3か所、敷地内1か所、合計4か所は理解しました。

こども園は測定箇所数が増加し、小・中学校は減少しています。このままの状況でもいいと思うんですけども、こども園は既に6年目に入っています。今まで放射線量に変化がないのであれば、測定ポイントを減少してもよい時期なのではないかと感じます。測定ポイントを減少させれば、職員の負担も少しは軽くなるはずなので、測定ポイントを減少してはどうか、お伺いします。

次に、オンライン診療について再質問します。

両親たちが2月に4名、3月に4名、4月に4名受診しているのは理解しました。両親たちも実際に利用しているならば、町民に少しは浸透しているのかなと感じます。

しかし、子供たちを送迎している方は両親だけではありません。そのご家族、つまり祖母や祖父に送迎されている方もおります。そんな方たちも対象になるのかなと感じます。

次に、生活支援の（2）子育て応援駐車場について再質問します。

なぜこの質問をしたかと言うと、先ほども言いましたけれども、思いやり駐車場は妊娠7か月から産後3か月に限定されています。心ない方及び理解していない方が妊娠は病気ではないから思いやり駐車場を利用するなどの話も耳にしました。

しかし、子育て応援駐車場ならそのような方がいなくなります。少子化の今だからこそ当町のできることは早めに対応すべきですので、早急に取りかかれるか、お伺いします。

最後に、生活支援の3、パパ応援育休取得促進奨励金について再質問を行います。

南相馬市は育児休業だけ行っているわけではなく、結婚新生活支援事業助成金なども行っています。内容は、結婚して新生活をスタートする2人に、引越し費用や住居費など一部を助成しています。夫婦ともに婚姻日の時点で39歳以下の方が上限30万円、夫婦ともに29歳以下の場合は上限60万円で、家具家電購入費は上限10万円、早急に奨励金を支給しないと、若者がどんどん他町村に流出していく危険性もありますので、そうなる前に当町でも同じことをしています、またはそれ以上のことをしていますと言えるように、流出を防いでいかなければなりません。早めに対応ができるか、お伺いします。

以上で再質問を終わります。

○議長（平本佳司君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、まずこども園、小・中学校増築の財源のご質問にお答えいたします。

喫緊の課題であるこども園増築を先行する考えでございまして、その財源は福島再生加速化交付金を予定しております。小・中学校につきましては順次検討してまいります。

次に、こども園の測定ポイントを減少してはどうかというご質問につきましてお答えいたします。

園児の安心・安全の担保のために、弘前大学にご助言をいただきながら、また職員の負担軽減も視野に、改めまして測定箇所を検討してまいります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） オンライン診療の両親以外のご家族のご質問にお答えいたします。

オンライン診療の本来の対象者は子供ではございますが、先崎医師は、子供の健康な生活には両親を含めそのご家族の方々の健康も重要であるとの考え方をお持ちでございまして、オンライン診療の対象者を子供だけではなくその両親や家族全体に広げてご対応をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 総務課長。

○総務課長（戸浪義勝君） それでは、子育て応援駐車場についての再質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁と繰り返しになりますが、まずは子育て応援駐車場についての制度や企画などを勉強しまして、予算やスペースの確保について施設を確認しながら検討してまいります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） それでは、奨励金の支給につきまして早期の対応ができるかのご質問にお答えいたします。

奨励金の給付につきましては、まずは財源確保の検討から進めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 13番、佐々木勇治君。

○13番（佐々木勇治君） 再々質問を行います。

浪江にじいろこども園について再々質問を行います。

福島再生加速化交付金を使用するということなんですかけれども、交付金は令和8年3月末と期限があります。期限内に完成するのはもちろんですかけれども、次の増築などはないように計画をして、一日でも早く完成させて、子供たちの笑顔のために最大限に尽力できるか、お伺いします。

この答弁をいただきまして、私の一般質問を終わります。

○議長（平本佳司君） 教育総務課長。

○教育総務課長（鈴木清水君） 再生加速化交付金には期限がございますので、一日も早く完成させることに注力できるかのご質問でございますが、議員のおっしゃったとおりに令和8年3月までに完了する事業に対し交付されるものでございますので、こども園増築の一日も早い完成に向け最大限の力を尽くしてまいります。

以上です。

○議長（平本佳司君） 以上で13番、佐々木勇治君の一般質問を終わります。

---

○議長（平本佳司君） ちょっと早めですかけれども、ここで昼食のため13時00分、午後1時まで休憩します。

（午前10時50分）

---

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午後1時00分）

---

○議長（平本佳司君） ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田栄光君） 先ほど小澤議員の一般質問であります、大きな1番で郷土芸能資料館の整備についてご答弁を申し上げました。

その中で大堀小学校ということで申し上げましたが、正しくは大堀防災コミュニティセンター西側であります。おわびして訂正をいたします。よろしくお願ひします。

---

◇佐々木 茂君

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君の質問を許可します。

8番、佐々木茂君。

[8番 佐々木 茂君登壇]

○8番（佐々木 茂君） 議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。一問一答方式でお願いしたいと思います。

まず、町長はじめ野馬追に出場された皆さん、本当にお疲れさまでした。無事に開催され、喜んでおります。ご苦労さまでした。

それでは、情報の開示ということでご質問をさせていただきたいと思います。

実は4年に1回、私たちは町民から選挙という道を通らなければ議場に入ってくることができません。来年改選の時期を迎えるようになりました。それで、私たちも出る、出ないは別としても、町民の方々に町の様子や自分の考え等をやっぱり訴えなければなかなか選挙でご理解を得るということは難しいのかもしれません。

そこで、私は前にも、3年前になりますけれども、同じような質問をさせていただいておりますけれども、私たちは住民が避難する前であれば町内を歩いて、誰々さんこんにちはということでいろいろ町の様子を聞かせていただいたり、自分の考えを述べたりする機会がありましたけれども、今はそれぞれまだ避難先において町に帰ってくることができない人も多々あります。

一生懸命、職員の皆様はじめ町長が先頭になって、住民の帰還を果たすべく大いに努力されていることは重々承知をしております。

その中で私たちが、公職選挙法による選挙人名簿というのがありますけれども、紙を送っても戻ってきてしまいます。ということは、住所を知ることができません。ということは、私たちの考えを伝えることがなかなか難しいという事情がございます。

しかし、こうした名簿を手に入れることは、私たちは総務課に行って、選管のほうに閲覧の請求をすれば見られることにはなっていますけれども、旧の基本台帳に載っている個人の住所しか私たちは見ることができません。

どこかに行っているといつても、それは重々承知はしているんですけども、細かい住所とか今まで個人情報の開示という点からもなかなか難しいんだろうと思いますけれども、なかなか住所まで

探すことは厳しいかなと思っています。

それで、選挙人名簿の閲覧ということも、やっぱり議員になろうとする人がこの町でおれば、やっぱりその現住所等を知らせるべきではないのかなという思いがありました。

前回の質問ではその後どういう取扱いされたのか私は存じておりますけれども、選挙管理委員会というのがあって、そこで協議されたり、こういう質問ありましたよということでどんな意見が出たのか分かりませんけれども、質問は重複するかもしれませんけれども、それはお許しいただきたいと思います。

今後、議員になろうとする人、さらにもう一度再選を目指す人、この人たちがどのような形で住民に対して自分の活動報告とかいろんな面をお伝えしたらいいのか、それについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

選挙人名簿の記載事項につきましては公職選挙法により定められておりまして、選挙人名簿をもって避難先の住所を提供することはできないと思っております。人伝えに後援会等を広げていただきまして、選挙の活動についてご報告いただけると思います。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 開示できることというのはプライバシーの侵害に当たるから開示できないのか、それとも公職に当たる人は自分でどこに住んでいるか探せということでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（戸浪義勝君） お答えをいたします。

公職選挙法におきまして、選挙人名簿につきましては選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日の記載をしなければならないとなっておりますので、避難先の記載はございません。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 何度かこういうことを申し上げてはいるんですけども、選挙に出ようとする人が、実は無競争とかいろいろありますけれども、誰がどこに住んでいるのか分からぬ。じゃ、区長さんは大体名簿を持っていますけれども、区長さんに教えていただかなければ、なかなか区長さんすらプライバシーということで開示していただけません。

町に仮に電話したとしたら、町からは本人に確認して教えていい

ものかどうかという確認を取つてから教えていただくという二重、三重の手間になります。今、総務課長がそういう発言をされましたけれども、実は町長の選挙でははがき2,000通出していいんです。我々は800通出していいんです。この800通の選挙で認められたはがきを出すにも半分以上、もしくは7割以上戻ってきます。これをどう整合性を取るのか説明ください。

○議長（平本佳司君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（戸浪義勝君） 繰り返しになりますが、公職選挙法上、避難先の住所を提供することはできませんので、後援会等を人伝えに広げていただいて、住所等を知つていただくようになるかと思います。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 公職選挙法には明記されていないと。本当にそうですか。そんなこと書いていないんでしょう。

私たち選挙の手引とかああいうのを選挙になると役場から頂くんですけども、そこにはそんな規定も何もないんですよ。はい、そうですかという答えには私はならないと思いますよ。だって800枚のはがきを私は、みんなそうですよ、出す出さないは自由です。でも、知らなければ出せません。

後援会活動、後援会、これだけみんなばらばらにおって、どうされますか。例えば私は今復興公営住宅に住所を置いてあります。自治会も副会長やっていますけれども、最近県のほうから、もう浪江町とか、被災された方々以外に広く公営住宅を求める人に対して開放されてきてまして、例えば私のところでは3割ぐらいはもう震災とか関係のない人が入ってきてます。安易に選挙になって声をかけたって、あれ、この人どこの人かなということも多くなってまいりました。

多分皆さん、議員各位におかれましては同じような悩みを持っているんではないかと。住基台帳に載っている住所とか名前を確認しても、届かなければ意味がないじゃないですか。知つているのは役場だけじゃないですか。こんな不公正と不合理、あっていいもんですか。ちょっと答えてくださいよ。

○議長（平本佳司君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（戸浪義勝君） 公職選挙法におきまして、選挙人名簿につきましては、選挙人名簿の記載事項等、第20条に先ほど申し上げた、繰り返しになりますけれども、選挙人名簿には選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載をしなければならないとなっております。

また、避難先の情報につきましては、私たちが、役場ですから公用にのみ基本的には使用しておりますので、個人の一定の活動におきましての提供はしておりません。

以上です。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） しつこい質問になりますけれども、選挙になると、だから、選挙はがきというのを認められているわけですよね。だけど、私は町長だって大変だと思いますよ。2,000人の住所に立候補します、よろしくお願ひしますの選挙はがきを送るわけですが、我々議員だって800枚送っていいことになっているわけ。出す出さないは、先ほど申し上げましたけれども、自由ですけれども、これがないと、どうして自分の意思を伝えるか、伝えないので、ことができるかどうか、これは非常に悩ましいことだと思います。

ですから、無競争が多くなってきたとはいえども、やはり私が聞くところに出たい人はいますよ。でも、誰がどこに住んでいるか分からないと、自分の住所ある行政区の人たちがどこにいるかも分からず、区長に言っても守秘義務、どうすればいいんですか、これ。

ですから、質問重複しますけれども、私以前どういうふうな話が選管で行われているかどうか確認をしたことがあります。閲覧の請求を出しました。お金は取られましたよ。コピー用紙1枚につき何ぼだか知らないけれども。それでも全て黒塗りできました。のり弁当と言われる書類しか返ってきませんでした。

なぜ選管での話合いがのり弁当、黒塗りになっているのか、それをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（戸浪義勝君） お答えをいたします。

以前、佐々木議員より公文書の開示の請求をいただいておることを確認はしております。また、その内容につきましては、その当時公開した文書の保存年限が過ぎておりますので、内容の確認ができませんでしたので、理由は現在のところ分かっておりません。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） なかなか私自身が理解できない面があります。ということは、選管での話合いがあったのか、ないのかも知りたいわけ。どういうふうな対処をしたらいいのか、それを考えていただくのも選挙管理委員会の務めではないのか、そう考えております。

それで、3年前に私はこういう質問をしました、同じような質問。それで、その後の選管でこういう問題が出たから、皆さんどうお考えですかという確認の質疑とかあれば教えていただきたいし、それ

がなかつたらガス抜きと言われても仕方がないんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、お答えいただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

令和3年6月議会にて佐々木議員からのご質問をいただいた後、6月22日に開催しました選挙管理委員会にて、その内容につきまして委員の皆様へ報告したことを確認しております。

なお、意見交換につきましては、基本的に選挙人名簿につきましては法令に関することですので、特になかったと聞いております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 3年前の私の質問に対してその程度の話しかなかつたと、法律で決まっているからどうのこうのと。でもね、どうしたらいいんでしょうか。対策等を考えていただけましたか。

後援会活動で広げていっていただきたいと言っても、なかなか難しい。同じ行政区に住んでいる人だってずっと全国に散らばっておるわけですよ。親戚だって私住所知らないところたくさんありますよ。いや、それは活動中に横に広げていってくださいと言っても、やっぱり挨拶をしなかつたからお前には投票しないとか、そういうこと多々言われます。

多分選挙に絡んで立候補しようとする人たちはなかなか難しんですよ、この立候補すること自体がもう既に。こういう状況であれば。震災前であれば、町中歩いていればどなたかお会いしていろいろ顔を出したりして頑張っているとか、こうしてくれ、ああしてくれという話ありました。しかし、今それが不可能になっている状況の中で選挙というのは非常に難しいということをご理解いただいた上で、どういうふうにして対応したらいいのか、もう少し選管で練ってほしいと思いますよ。

選管なんてなくてもいいぐらいですよ、選挙のときに立会いすれば。そのぐらいの私は重大な問題だらうと思っていますよ。公職になろうとして選挙を通して仕事をしたいという希望がある人に対する。やっぱり平等の観点から、これはどうしても避けて通れない問題ではないかと、そのように考えております。

行ったり来たりの話になりますから、これはしようがない。一応こういう問題点を提起しましたから、それについてもう少し選管で練っていただいて、よりよい方向があれば、分からなければ総務省、やっぱりどうしたらいいのか対応策があるかないか、やっぱり確認をしてください。

2番目に移ります。太陽光発電施設の規制についてお伺いしたいと思います。

私も今、酒田のほうに古家を買いました、そこに一応行ったり来たりしておりますけれども、周りが畠と言われる、昔は優良農地だったんだろうと思います。次から次と太陽光の発電施設ができて、何かそれに囲まれて生きている、生活しているような状況になっております。これについてどのように思っておりますか、お聞きします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

当町は山あり、海あり、川ありと自然が豊かであり、郊外には農村風景が広がっておりました。震災後、営農再開に向け、地域と一緒にになって取組を進めたことにより、水稻の作付が拡大し、水田がある風景を取り戻すことができつつあります。

また、ふくしま森林再生事業により、解除区域の民有林についても所有者に代わって間伐等の整備を行い、荒廃防止に取り組んでおります。しかしながら、これまで地域住民の力で守ってきた農林風景の全てを回復するには至っておりません。

また、以前はほとんどなかった農地への太陽光発電設置が増えております。浪江らしい景観づくりは重要と考えておりますので、町として検討を進めてまいります。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 今お話をいただいたように、農村風景が広がる、私も70になりましたから、ふるさとに対する思いが、昔あった農村風景、そういうのがどんどんイメージが湧いてきて、いいふるさとだったなという感じを持っています。

その中で、太陽光発電となれば優良な農地まで潰されて、施設ができる、この施設が20年ぐらいの契約で大体施設は整備されているかと思いますけれども、20年間そこに存在するということは気持ち悪いと思いませんかね。

この浪江町に帰ってきても、そうした農村風景が西に行けばまだありますよ。だけど、もう住宅地を挟むように造られているという状況を見て、あれ、こんなんじゃなかったなというような感じを持っているのが普通だろうと、普通の人間だったらそう思うはずであります。

それでは、農業委員会の役目というのは優良な農地の保全や維持のための機能をさせるのが目的だろうと思います。前に農業委員会の会長かな、太陽光発電の設置許可申請があれば、それを審査して、

それを拒否するのは非常に難しいんだと、非常に悩ましいというふうにお話されたことが新聞に載っておりました。それで、なぜ拒否できないのか、その説明を求めたいと思います。

○議長（平本佳司君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（金山信一君） お答えします。

農地法によって優良農地である農業振興地域内、農用地区域内農地及び第1種農地につきましては原則農地転用はできません。したがって、野立ての太陽光発電設備は設置できないこととなっており守られております。

一方で、パネルの下の農地で営農を行うタイプの営農型発電設備については支柱部分のみの一時転用という取扱いになり、農用地区域内農地や第1種農地であっても設置が可能なものとなっております。

農業委員会においては、令和4年度に農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインを策定し、パネルを設置する事業者に対し、周辺の農地所有者や営農者に事業についての説明をし、地域と協調して事業を実施するよう求めております。農業委員会の審査においても、排水対策や日照等、周辺の営農環境への支障を及ぼさないかという点については特に議論をしております。

引き続き、事業者に対して適切な対応を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 事業者に対してそうした規制をかけているということなんだろうけれども、実は事業者は誰一人として、私なんかここに太陽光発電所の施設を設置するという説明なんか受けていません。

どのように指導しているのか、ちょっと分かりませんけれども、私としては安易にもうこうした設置を認めない。例えば私酒井の人たちに聞くんだけれども、20年たったら農地返してくれるぞと、それから農業始めようかと思っても、20年間ほったらかしにした農地が元の農地に戻るわけがない。それは課長が、前に私が質問したときに、実は転用かけた農地については戻せないんだというお話をいたしました。

農業施設の整備とか何か、町長はじめ先頭になって皆さんご努力されていることは分かります。戻らない農地に対して、それ以上農業施設の水路とかそういうのはしようがないとしても、そんなにお金かける必要があるのかどうか。

ですから、私ははっきり農業者に対しても転用かけた場合、20年間の施設の利用権みたいなものを事業者に渡しているんだから、農地に戻りませんよというお話を親切にされたらいかがかなとこのようにも考えています。

それで、農業委員会が拒否できないんであれば、今後やっぱりそうした町が工業団地をつくるとか、それは構いません、いいことかもしませんから。しかし、もう農業委員会ではそれを蹴っ飛ばすわけにはいかないということを言っているわけですから、農業委員会の在り方をもう少し検討してみるべきではないのかなという感じも持っています。これについては答弁要りません。

町長にお聞きしますが、浪江町の都市景観条例をつくって、こうした太陽光発電所の設置について、やっぱり何とか規制をしていただかないとい、優良宅地というものまで太陽光発電所で埋め尽くされた場合、そこに住みみたいなという気持ちになれるかどうか、そういうこともありますので、これを規制するかどうか、こうした条例をつくるかどうか、検討いただけるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 佐々木議員のご質問にお答えをいたします。

都市景観条例についてであります、その前段で太陽光の発電のありようについて様々お話をお聞きしております。

太陽光にあっては、今の13年経過する中で、当町の復興、そして農地の活用等について私町長自身も危惧しているところであります。

ただ、これら所有者のお考えもあります。そして、農業委員会としての建てつけ、考え、法律等々もございます。その中で様々今まで経過しているわけでありますけれども、先ほど来議員がおっしゃった20年というお話をしておりましたけれども、20年後、私が60になりました、生きていれば80歳でありますけれども、太陽光のある意味農地の利用、そして周囲の利活用についてはそういった20年後というお話があるのであれば、20年後の所有者の責任もしっかりと考えていただきたいというのが私の考え方であります。

これらを鑑みながら、今後太陽光の再生可能エネルギーの活用100%を目指す、我々はゼロカーボンシティを目指しているわけでありますから、そういうバランスのいい地域にしていかなければなりません。

そういうときに、こういった条例等についても今後研究、検討していく必要があろうかと思っております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ありがとうございました。

太陽光発電所の事業者が20年たって新しく入れ替えるというときはなかなか拒否しづらいというようなお話もあります。ということは、20年が40年、もっと性能がよくなれば20年から30年のような施設ができる可能性もあります。

ですから農地が今ままでは20年ぐらいは回復できないのかなと思うと、やっぱりこうした太陽光パネルに囲まれた町の中全体になってしまふおそれがあります。

津島でも太陽光発電の施設ができ始めています。まだまだ計画ありそうですけれども、そうした中で、我々は美しい農村風景を眺めることができなくなっていくのかなという危惧をしておりましすし、世代交代も起こりづらいなど。ということは、農業後継者も育たなくなってくる可能性もあります。ゆゆしき問題であるかと思います。

しっかりとそういう点を、やっぱり条例か何かで規制していく方法をぜひ検討していただきたいなど、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

農業関係重複しますけれども、いろいろ。浪江の復興牧場というのは町営なのか国営なのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

本牧場は町が整備し、運営を民間が行う公設民営型となります。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 前回の質問で、私は牧場の周りをやっぱり子供たちにも開放してほしいということで、町民の憩いの牧場というイメージを持ってずっとお話を聞いて、提案に対しても反対せずに賛成してまいりました。

しかし、この間はつくる意思はないというような発言がありましたけれども、納得ができない。納得ができないので、もう一回お答えいただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

3月議会でもお答えいたしましたとおり、営農再開に向けた農業用施設整備事業であることから、町民や観光客が立ち寄り飲食できる観光施設の整備は対象となりません。また、家畜伝染病対策の面からも敷地の大部分を占める衛生管理区域は厳格な取扱いが求めら

れることになります。まずは酪農業の再生に向け、牧場経営を軌道に乗せることに注力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） やはり町民に開かれた牧場であるということが私にとっては前提であります。

農業再生のための、畜産業の再生のためにやるんだということも分からぬではない。今疫病対策、防疫上のために人の出入りをなるべく減らしたいというお話も分からぬわけではありません。そんなこと言つたら、ほかの牧場はどうなつてゐるんですか。

例えれば例を出して言いますけれども、南ヶ丘牧場ってあっちこっちありますけれども、それなんか入り口から入っていくと、そこにアイスクリームや牛乳のミルクスタンドとかいろいろありますよ。椅子もあるし、池もあってコイが泳ぎ、噴水がある。

私はそういうイメージで町民に開かれた牧場であるということが前提で賛成をしてきました。しかし、町民に閉鎖された牧場であるならば、何も浪江につくる必要はなかつたんではないのかなということも言えなくもありません。

ですから、やはり子供たちがおらっちの牧場だということでみんなで遠足に行って、そこで弁当広げて、牛の鳴き声聞いたり、牧舎に入るということはなかなか難しいけれども、遠くから眺めて、そして遠足とかピクニックに利用されるなんていうのは、非常に私は有意義なことではないのかなというふうには考えておりますので、さらに検討を重ねていただければありがたいなと思っておりますので、こういう質問をさせていただきました。

続いて、排水についても3月質問させていただきました。受け手の漁業関係者にこの排水計画についてどのように説明をされたのか、また、漁業者からどのような反応があったのか、あと、町として排水がきちんと行われて影響があるのかないのか調査してと言いましたけれども、どのような形で調査するのか、この3点お伺いします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

本牧場整備における相馬双葉漁業協同組合への説明につきましては、令和元年9月と令和2年2月及び3月の計3回説明を行っております。説明会において、牧場からの排水、臭気、害虫対策や自然災害、地下水への影響などへのご意見をいただきました。

排水は水質汚濁防止法の基準値以下にまで抑える浄化処理を行うなどそれぞれ適正に対応する旨をご説明し、ご理解いただいたもの

と考えております。

町といったとしても、完成後はしっかりとこの基準値以下であることを定期的な報告書の提出を受けるなどして確認していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 説明は分かりました。

しかし、入札が行われたのは今年の春ですよ。それまでどういう機械を使うかとか、どのようにして処理するのか、そこまではっきりした説明をしたんですか、しないんですか。

そんな2年前、3年前の話であれば、それ以降に設計をされて、どういう機能を持った機械でどういうふうにして排水しますと。排水の基準の検査とかとしたものはこういう形でやりますとか、そこまでのお話はされているのかどうか、私はちょっと疑問を感じておりますので、そこをお答えいただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 質問にお答えします。

当時の説明の段階では、どういった設備を導入するかという詳細までは決まっておりませんでした。ただし、どの設備を使ったとしても、基準値以下での対応をするということはお約束してきたと考えております。

また、今後の地域とのコミュニケーション、漁協とのコミュニケーションということに関しましては、大規模牧場連絡協議会という北棚塩地区、南棚塩地区、南相馬市浦尻地区、相馬双葉漁業協同組合など構成員になっていただいている協議会により、今後またさらなる説明を加えまして、顔の見える体制を築いて情報交換、情報提供を築いていきたいと考えております。

牧場が原因で何かしらあった場合には、速やかに連携しながら対応してまいる体制を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ぜひその方向で取り組んでいただきたい、こう思っています。

次に、福島の復興牧場で不適切な残渣処理というものが起こりまして、告発され書類送検がされました。産廃法では事業に関わる人、役員、罰金刑以上を科されると、事業の許可取消しになります。これは周知のことかと思います。

しかし、関係者に県酪連が入って、今回の復興牧場、全酪連と県

酪連の共同の経営に参画する話になっています。問題があるのかないのか、それをちょっとお聞きします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

法令遵守の基本原則を守ることが経済活動の基本であり、今回はその基本原則をおろそかにされた町として誠に残念な事件であると認識してございます。

福島の復興牧場ですが、県酪連が整備し、畜産農家の会社に貸し出すという形になっております。産業廃棄物処理法においては、産業廃棄物の排出事業者と収集運搬事業者に分かれしており、福島の復興牧場は排出事業者となります。排出事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません。自ら処理できない場合にはその処理を他の業者に委託することができるとされております。

今回の不適切な廃棄物処理が行われたことにより、産業廃棄物処理法違反が確定した場合ですが、産業廃棄物処理法では排出事業者側の許可制度はありませんので、牧場の許可取消しなどの処分はないと考えております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） その説明は大体想像はしておりました。

私が、産廃法というのは今大変厳しい、むやみやたらに捨てたり何かすることもなかなかできないし、今回書類送検されまして、その附則に厳しい罰則をというようなことが一文付け加えられたということも聞いております。排出事業者が処理業者じゃないからといっても、そう簡単に逃げられる話でもないような気がいたします。

ですから、前の質問でしましたけれども、動物の残渣についての処理はしっかりとやりますという答弁もいただいておりますので、頭の中に入れていただいて、その方向でぜひお願いしたいと思います。

質問重複しますけれども、太陽光発電所で農業者の問題だというお話も町長から今ちょっとされましたけれども、私はちょっと前にも言ったかと思いますけれども、やはり大型プラント農業、これはぜひ浪江に導入すべきだと。

なぜかと言いますと、土壤が放射能で汚染されてなかなか放射能が除染されても取れない状況もあります。しかし、大型プラント農業であれば水耕栽培とか、韓国でさえもパプリカを世界に輸出しているわけですよ。日本から優良な種子を持っていって、それで生産販売して世界戦略組んでいるわけですよ。

今この農地がこの状況になって、生産する人もいなければこのままの状況で、太陽光パネルで埋められていくこの農地の姿を見て、ぜひそれを阻止するためにはやっぱり大型プラント農業みたいなものを積極的に導入し、やはり差別化を図りながら何らかの農業の生産をやって、そこからやっぱり収入を得るという形であるならば、農家の次の世代の人たちが帰ってくる可能性はあるのじゃないかなと、こういうふうに私自身は考えています。

例えば皆さんのが仙台のほうに行くと、岩沼の手前当たりの山側はほとんどイチゴとかトマトのプラント農業で農地が埋め尽くされるようになりました。

でも、そうしないとやはり農業というものを、この町の歴史である農業について、やっぱり復活できないのではないかと。例えば田んぼづくりはNPO法人さんにお任せをしているような状況、こういうこともあります。

ぜひ津島にしても大堀地区にしても太陽光に代わるもの、今、町長がゼロカーボンというお話もありましたけれども、この町でゼロカーボンにする必要なんてないだろうと思います。これだけ山林抱えて、土地があるですから。

それは時代の流れとしていいとは思いますけれども、考え方として。ただ、小さな耕地を利用して生産力を上げていかないと、農家の人やっていけません。ですから、大型プラント農業というものをやっぱり念頭に置いていただいて、農業の再生と生産、さらに農家所得の向上ということで、太陽光発電なんてったって、結果的に最後は赤字になって終わりなんですから。それをやっぱり推進していくような考え方をぜひ町政の中に取り入れていただければ大変ありがたいと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

また話はちょっと飛んじゃいますけれども、今、都路や川内を通して葛尾まで風力発電が設置されています。野鳥というのは、鳥なんですけれども、私たちは野鳥の飼育は禁止されていますけれども、文化としてあったんですが、それはもうなくなりました。野鳥と言っても留鳥と外国から渡ってくる鳥の2つあります。留鳥というのは北から南、南から北に季節によって通りますけれども、この通り抜けの場所というのは風の通る場所、風力発電所も風の通る場所に造られているわけですよ。

あのプロペラゆっくり回っているようですが、あれで小鳥とかそういうのばたばたはじき飛ばされて死んでいく。こういう問題もあります。

浪江の問題じゃないよと言えばそうなんですけれども、やはりそ

の鳥が浪江で住みたいなと思えば浪江に飛んでくるし、そういう広域的な観点からも影響があるのかないのか、しっかり調査をしていただきたいなと思いまして、こういう質問をさせていただいております。ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（平本佳司君） 産業振興課長。

○産業振興課長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

風力発電所の建設に当たっては環境影響評価、いわゆる環境アセスメントが必要であり、周辺環境への影響予測評価を行い、その結果を地域への説明などにより公表して、広く意見を聞きながらそれらを踏まえて環境保全と調和の取れた事業計画をしていくことが求められております。

環境アセスの中では、騒音や低周波の周辺への影響、開発に伴う土壤や水質への影響、動植物の生息生育環境の影響などに加え、野鳥への影響や衝突事例、いわゆるバードストライクのリスク低減策なども調査、予測評価を行っておりまして、ご指摘の風力発電所事業につきましても、周辺環境に配慮した事業計画となっているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 環境影響評価と申しましても、詳しい専門家がそこにいるのかどうか、ちょっと私は疑問であるものかなと思います。もしそういう影響があれば、なかなか許可が難しいと思っております。

じゃ、別の質問に移らせていただきます。

前回の質問で300年の森計画を提案しました。答弁がありましたので、再質問をさせていただきたいと思います。

300年の森計画というのは、私自身が前から考えていたことなんですが、将来的に寺院や仏閣の更新をせざるを得ないときに、やっぱり太い大木が使われるんだろうと思います。

今私たちの山は全て放射能で汚染されていきました。この放射線が大体なくなるということはないんでしょうけれども、人体に影響がないという状況には二、三百年かかるのかなと。山にもそうしたら入れるのかなと思います。

ですから、しっかり間伐をして、やっぱり幼木の頃から枝打ちからきっちとして立派な森林をつくっていただきたいなと、こう思っています。

子孫に美田を残すな、美林を残すななんてわけの分からない話をする人も中にはいるようありますけれども、やっぱり地域社会を

守ると、農村風景を守りながら山林も守っていくと、これは環境を守る一つの大きな重大な懸案事項であるかと思います。

私はぜひとも、今木曽のなんかもどんどん植林をしています。要するに木曽ヒノキがなくなったから、台湾からヒノキを輸入して寺社仏閣を造っているわけですけれども、台湾でも輸出しません。ですから、やはり日本のどこかでそうした目標を持って美林計画を考えていくべきではないのかなと思います。

しかし、これは町だけの力ではできるわけがない。やはり皆さんも福島に行く途中、室原から弁慶穴のあの辺、立ち枯れている松の木やそういうのたくさん見られるかと思います。赤くなっている松の木もあります。やはり松くい虫とかナラ枯れ病について質問したら、帰還困難区域の対策は容易じやないという答弁もいただきました。そのとおりだと思います。

でも、そんなことは言っても、このままほっておいたらまず弁慶穴の周りの松はほとんど枯れていきます。はっきり言う。松山じゃなくて松枯れで突っ立っている枯れ木しか目立たなくなります。

それで、農林水産省も寝ぼけているのかどうか分かりませんが、やはり国にこうした松くい虫の対策をしっかり取るように要望等とかそういうものをしっかり考えていただけないかなと、こう思いまして質問させていただきました。これについて回答お願いします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、帰還困難区域における立ち木伐採作業や管理作業などは制限されており、なかなかできない、ほとんどできていない状況でございます。

町としても森林の取扱いについて方針を示すよう各種会議で国などに要望しているところでございます。

さきに自由民主党東日本大震災復興加速化本部が3月に取りまとめた東日本大震災の加速のための第12次提言の中では、帰還困難区域を含め森林、林業再生を進めるため、科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションを含め森林における作業の実施や伐採木、樹皮の扱いに関する関係者との調整など必要な対策を進めることとされております。

このことから、今後帰還困難区域の森林再生に関する議論が加速するものと思われますので、町としても動向を注視していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） しっかりとした議論に町としても加わっていただいて、これ以上やっぱり松枯れによって山が台なしになっていくというようなことのないように、お互いに気をつけながらやっぱり取り組んでいただければと思っています。

国に対してもやっぱり町としてはそういう強い思いで、これ以上森林を破壊するような松くい虫防除についてしっかりと提言をしていっていただきたいなと、こう思っております。

以上で私の質問は終わりました。ありがとうございました。

○議長（平本佳司君） 以上で8番、佐々木茂君の一般質問を終わります。

---

○議長（平本佳司君） ここで、2時5分まで休憩します。

（午後 1時52分）

---

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午後 2時05分）

---

○議長（平本佳司君） ここで、選挙管理委員会書記長から発言の訂正があります。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（戸浪義勝君） 先ほどの佐々木茂議員の一般質問の中で、私、発言を求める際に選挙管理委員会事務長と申しておりましたが、正しくは選挙管理委員会書記長でありました。訂正しておわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

---

#### ◇渡邊泰彦君

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君の質問を許可します。

11番、渡邊泰彦君。

[11番 渡邊泰彦君登壇]

○11番（渡邊泰彦君） 議長より質問の許可が出ましたので、一問一答に従って質問させていただきます。

今回2点なんですが、ちょっと時間の関係上、もしかしたら2番までいかないかもしれないで、よろしくお願ひします。

まず、地域おこし協力隊についてご質問申し上げます。

まず1つ目は、令和6年度の当初予算において地域おこし協力隊事業の予算が計上されております。企画財政課、産業振興課、農林水産課でそれぞれ予算が組まれていると思いますが、それぞれの課の総予算と採用予定人数を改めてお尋ねします。

また、その計画に対して現在、6月の段階でどの程度まで進捗しているのかを併せてお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えをいたします。

企画財政課所管分につきましては、当初予算額が4,374万8,000円でございまして、採用予定人数は、課題解決型地域おこし協力隊で6名、起業型地域おこし協力隊で2名としております。

現在の状況でございますが、課題解決型地域おこし協力隊は今年度採用した1名を含め4名が現在活動しており、起業型地域おこし協力隊につきましては9月以降の採用に向けた募集の準備を現在進めている状況でございます。

産業振興課所管分につきましては、当初予算額4,065万2,000円であり、採用予定人数は大堀相馬焼の技術継承者4名、一般社団法人まちづくりなみえ3名としております。

現在の状況でございますが、大堀相馬焼の技術継承者で2名、一般社団法人まちづくりなみえで2名が現在活動しておりますところでございます。

農林水産課所管分につきましては、当初予算額が1,158万9,000円であり、採用予定人数は2名としております。

現在の状況でございますが、今年度採用した1名が現在活動しているところでございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今の説明で、総予算として約1億近い予算、人数とすると十五、六名程度というふうに理解しました。

1番の質問のところなんですが、浪江町で出しているホームページの中で、地域おこし協力隊の内容が掲載されておりまして、その中で9名の方が今ホームページの中に掲載されております。

採用を見ますと、令和2年度採用が1人、令和3年度採用が4人、令和4年度採用が3人、令和5年度が1人と合計9名なんですが、この中で今年継続して地域おこし協力隊として残っていただいている方は実際何名なのか、お尋ねします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、震災後採用となった隊員の年度ごとの人数と併せて申し上げます。

企画財政課所管分につきましては、令和3年度で6名採用、令和5年度で1名、令和6年度で1名、これまで計8名を採用しております。このうち現時点で任期を終了した者は4名おりまして、活動

期間が1年以上2年未満の活動をした者が1名、2年以上活動した者が3名となっております。任期を終了した4名のうち、浪江町内に定住している方は、現在2名となっております。

産業振興課所管分につきましては、平成28年度で1名、平成30年度で3名、令和元年度で1名、令和2年度4名、令和3年度3名、令和4年度で2名の計14名これまで採用をしております。このうち現時点での任期を終了した者が10名となっておりまして、1年未満での任期を終了した方が5名、1年以上2年未満の活動をした方が2名、2年以上活動した方が3名となっております。任期を終了した10名の方のうち、浪江町内に定住されている方は現在ゼロ名となっております。

農林水産課所管分につきましては、令和6年度の初めて採用となっており、1名採用となっております。この方が現在も活動中となっております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） よく分かりました。

今回、ちょっと何でこんな細かいところを質問しているんだというあれがあると思いますが、ちょっと質問から少し離れますけれども、今の浪江町の現状を考えていただきたいということなんです。持続可能なまちづくりをするためには、どうしても定住人口と関係人口、交流人口、この3つがたくさんにならないと、なかなか継続するのが難しいという見解を私は持っておりますし、町長が替わってここ2年以上になるんですけども、復興の形が目に見えてきているんですよ。

例えば懸案であった、F-R-E-Iはもちろんのことなんですけれども、駅前市街地が非常によくなる。さらには今までずっと問題になっていた福島からの通路の114号線の拡幅工事もやっと目に見えるように工事が始まった。復興牧場にしろ馬牧場にしろ、そういうもので新しい魅力が浪江町に今生まれ変わろうとしているときなんです。そういうときでないと、定住人口、交流人口、関係人口が極端にアップするチャンスってなかなかめぐってこないと思うんですよ。

その中でこの地域おこし協力隊というのは総務省の肝煎りで全国で展開しているものなので、これをきっちり利用してまちづくりにつなげているところが日本全国にはたくさんあるんですよ。やっぱり我々もいつまでも国のあれにあぐらをかいていいで、自分たちもこの制度を使って成果を出すということが必要なんじゃないかな

と思って、ちょっとその辺の意見を合わせようと思って質問しています。

それを踏まえて2番目にいくんですけども、総務省による地域おこし協力隊の定住状況の調査結果によれば、隊員が任期を終了して約65%が地域に定住しているというデータを出しているんですね。浪江町において、今、課長のほうから報告があったように、隊員の終了後、浪江町に定住した方というのが本当に今言った人数しかしていないということは、これは日本全国を考えて、65%の定住率ということから考えれば、相当この事業は、俗に言うなかなか前に進んでいないんじゃないかなというイメージを実は持っているんですね。

それで、正確にぴしっと教えてもらうために、震災後に地域協力隊として、全体ですね、全体で何人の人を隊員として採用したのか、延べでなくて何人採用したのか。それで、今も浪江町に定住している方は何名なのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えをいたします。

企画財政課所管分につきましては、計8名採用しております、任期を終了した者が4名おります。この4名のうち浪江町内に定住している者が2名でございます。

産業振興課所管分につきましては、これまで計14名を採用しております、現時点で活動を終了した方が10名おります。このうち浪江町内に定住している者がゼロ名となってございます。

農林水産課分につきましては、今年度、6年度が初めての採用となっており、1名採用しており、現在活動中でございます。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 合計すると22名中2名ということなんで、これをパーセンテージにすればちょっと恐ろしいような数字になってきているということなんで、その辺、課長ね、こういうデータというのは多分課長も見ていると思うんですよ。課長そのものというか担当職員が見ていると思うんですけども、それで、今年また地域協力隊をやろうとしても、どういうものでどういう目的でやんなきや成功しないかという分析ができていないうちは何回やっても駄目だと思うんです。22名中2名しか定住していないということなんで、普通であれば10名雇えば6名は最低でも定住するという総務省の全国のデータがあるんで、この辺やっぱりきっちり見てもらわないと、せっかくやっても効力が発揮できることでは、やる意味な

くなってしまうのかなというふうに思います。

それで、そこを踏まえながら、3月に道の駅なみえの会議室で、浪江町の地域おこし協力隊の活動報告というのがありまして、それに私も参加というか、行って、隊員の方々といろいろお話をしたんですが、正直申し上げて、全く手応えがないなという印象だったんですね。

企画財政課のほうで管轄しているものに関しては、お話を聞くと「もう今年で終わりなんです」、「浪江どういう感じですか、浪江に残るんですか」、「いや、浪江には残らないです」、「浪江に来てどういうことをやっていただいたんですか」、そういう話を聞きながらして、産業振興課のほうは目に見えるものをやっているんで、自分の活動を、「私はこういうふうにして伝統工芸を残したい、浪江に残りたいんです」というふうに、はっきり目的を持って、そして結果を出して、将来を見据えたというのは非常に姿として見えたんですけども、どうも企画財政課のほうの所管の方々は、なかなか手応えがなかったと思うんですね。

それで、どういう方なのかなと思って調べてみたときに、プロモーション課とか何々担当とかいろいろあるんですけども、やっぱり大堀相馬焼の技術を習得して、伝統工芸品に関わりたいという方は非常に目的を持ってやっていたという印象が実はあって、その辺なんですけども、総務省のデータを見ていくと、行政関係とか農業関係に地域おこし隊を採用して、その方が実績を上げているという、要するに定住しているというデータも一番最後に載っているんですよ。

その辺を町として考えているのかと言ったらおかしなもんすげれども、ちょっと総務省のあれをなんですが、地域おこし隊を推進する要綱というのを出していまして、ちょっと読みます。人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、定住・定着を図ること、これがもう趣旨として最初にうたっているんです。

ですから、課長として地域協力隊を浪江町で採用して育てていく目的というのはこれなんだということを認識してやっているのかどうかというのをちょっとお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えします。

企画財政課で所管しております課題解決型地域おこし協力隊はなみえプロモーション課というところに所属していただきまして、浪江町らしさを「見つける・創る・広める」をテーマに各自で町の課

題を見つけていただいて、解決につながるよう活動、企画、実行していく協力隊であるということを目的としております。

こういったことをつなげて、隊員も住民票を異動して入ってくる方ですので、1つ移住者ということになりますので、そういった活動を通して、浪江町の外に対する発信もそうなんですが、自分で浪江町というものに愛着を住んでいるうちに持っていたて、最終的には総務省が出している目的の一つである都市地域からの移住・定住・定着を図るというところに結びつけていくというものと認識しております。

こういった取組を実現できるようなど申しますか、こういった取組を促進できるようにこれからも取組を強化してまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ちょっと総務省が言わんとしていることをきっちりつかんでいないという印象を今あつたんですけれども、あえて4番目の部分の質問でちょっとお話しますけれども、地域おこし協力隊制度のプラットフォームというのはもう総務省でつくっているんですよ。決して福島県でも浪江町でもなくて、総務省がつくっているんですね。ということは、総務省というのは日本全国を見ていることを考えているのが国だと思うんですよ。

その中で、①番目に、ちょっと長くなつて申し訳ないですけれども、読みます。都市地域から過疎地域等に住民票を異動し、その地域への定住・定着を図る取組です。これが1番目ですね。2番目は、活動経費に対して上限520万、こういう財政措置もしますよと。もう一個3番目ですね、令和5年度7,200名だったんですよ、全国で、地域協力隊が。それを令和8年度まで1万人にするという目標を3つ目上げているんです。

これは何かというと、定住率65%というものに対して分母を広げようという考え方なんですよ、総務省の。7,000人の65%ではなくて1万人の65%という目的、ただ、私から言えばそれが人数が増えたから65%に合わなかつたらちょっと分からんんですけども、狙いとするとそこにあるんですよ。

ですから、今回この今、令和6年度の地域おこし隊の募集の浪江の要綱を私、今コピーして持っているんですけども、この募集の仕方では総務省のこの考え方と合わないものになっているんですよ。

要は移住・定住を増やせというふうにしてこのプラットフォームをつくっているんだけれども、ここを見ると浪江町の情報を発信してくださいみたいなことで、要するにプロモーション課だとか、あ

ともう一個何かあったように、2つの課が中心になっていて、どこにもこの目標に合った人の募集をかけていないという現状があるんですけれども、課長、その辺、今どんなふうな見解を持っているのか。総務省のこの見解と自分たちがつくった募集で整合性取れてんのかなということをちょっとお聞きします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、地域おこし協力隊は浪江町らしさを「見つける・創る・広める」というテーマで住民票を浪江に移住してもらって住んでいただいて活動をしていただく。最長3年間という任期の中で、その中で自分に合った活動や自分で浪江町でこうしていきたいというものを見つけていただいて、例えば就職なり起業ということも想定されるんですが、そういうものを見つけていただいて、その目標を見つけていただいたことに対して町としても全力でサポートしていくというような考えであります。

そういうことを踏まえますと、そんなに総務省が出しているものとは大きく相違はないものと認識しております。

○議長（平本佳司君） 成井副町長。

○副町長（成井 祥君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

先ほど渡邊議員からありましたように、産業振興課、農林水産課のほうはある程度分野がしっかりとしていて目的がしっかりとしている一方で、企画財政課のほうはある程度自分で課題を見つけて、それを基に例えば起業につなげていただこうとか、あるいは情報発信をしていただこうというふうなことで、ある意味そこは企画ならではの募集の仕方をしているというふうなことですみ分けをしてございます。

当然になみえプロモーション課のほうにつきましても、例えば自分で浪江の魅力を見つけることで、例えば情報発信を通じまして、観光関係のところに就職するというふうなことも想定されますし、自分でそういった魅力を発信するのは起業につながるというふうなことも当然に想定されますので、その総務省の募集要綱と相違があるというふうなものではないというふうなことで我々としては考えてございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） お二人がそうでないと言うんであればそうでないんだろうと思うんですけども、基本的に今浪江町のほうで募集している方というのはスタディツアーアクティビティとプロモーションという

ふうな形で、じゃ、ちょっと切り口を少し変えて、それはそれで理解しました。

こういう方も募集するし、こういう方も募集するということで、総務省との見解とは整合性が取れているということで理解しましたが、総務省では、地域おこし協力隊の募集に関する経費として別枠で300万財政措置をすると言っているんですよ。

まず1つは、総務省の募集の仕方、募集の経費をどういう方法でどんなふうに現在使っているのか。募集なんで、隊員が入ってくる前に使う経費ですよね、募集経費というのは。それは企画財政のほうでどういう形で使用して利用しているのか。それともう一個は、民間の求人サイトもきっとそこからも募集をかけているのかどうかというのを2点お聞きします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えをいたします。

募集に関する経費のご質問でございますが、企画財政課が所管をしておる協力隊の中で、起業型地域おこし協力隊というものを本年9月から採用することで今取組を進めておるところでございます。

こちらについては、町内の各団体にヒアリングをさせていただきまして、浪江町ではどういうことがニーズとしてあるのかというのを調査して、それに合致するような人材を確保するような取組で考えております。

こちらの起業型の地域おこし協力隊の募集テーマの作成や採用の選考についてのサポート業務を知見のある業者へ現在委託をしておりますので、そちらの費用として現在使わせていただいております。

また、地域おこし協力隊の民間の求人サイトへの掲載についてのご質問でございますが、先月ですが、12市町村移住センターというところがあるんですが、そちらから民間求人サイトへの掲載の提案をいただいております。

こういった状況ですので、当町でもなるべく早期に民間の求人サイトへの掲載ができるようにしっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 民間の求人サイトも考えなきゃいけないというふうに今お答えをいただいたんですけれども、要するに地域おこし協力隊の募集なんですが、要するにサイトの出し方なんですけれども、これ地域おこし協力隊を募集しますよというようなサイトではなくて、例えば今出ているのが価格コムというところで運営している求人ボックス、それとリクルートで運営しているI n d e e d 、

これは求人サイトですよ、転職求人サイト、その中に、いろいろなところの地域おこし協力隊の募集をそこの中に含ませているんですよね。

多分これは300万を使いながらそういうところにサイトを出しているのかなというふうに想定しているんですけども、浪江町の募集の仕方が悪いというのではなくて、先進なところというのはこういう方法をして、より優秀な地域協力隊を呼ぼうという努力をすごくしているんですよ。

課長、ちょっと後でホームページをインターネットで見てもらえばいいんですけども、そういうところというのはずっと追っていくと結果がすごく出ている。北海道とか、この辺ではないんですけども、そういうところがあるんで、ちょっとその辺を少し調べていただいて、せっかく予算をつけていただいているんで、これを有効に使って、優秀な方が浪江に地域おこし協力隊として入っていたりして、その方が定住していただくような方向性をやっていただければと思っています。

6番目に入りますが、任期終了後定住した隊員の動向なんですが、これもちょっと国とのデータで申し訳ないんですけども、総務省のデータによれば飲食サービス業界、これがナンバー1、次が農業関係、ナンバー2、ナンバー3は書いていないんですけども、行政関係がナンバー3、この3つの職種に入った人が定住している中の業種のナンバー1、ナンバー2、ナンバー3なんですよ。

やっぱりそういうところというのは正直に結果が出てくるはずなんで、いろんな職種というのは募集の仕方があると思うんですけども、その辺を頭に入れていただいて、浪江町の課題が今何なんですか、例えば農業の担い手がないですよ、飲食店が少ないですねとかという、例えばの例なんですけども、そういうことを募集しながら、そういう方が、興味ある方が協力隊としてすんなり入っていただけるような制度づくりも必要だし、そういう募集も必要だと思うんですが、ちょっとその辺の意見とともに、民間企業、要するに農業法人だといろいろものがあるんですけども、そういう方々と連携しながら地域協力隊を受入れして、その方に、大堀陶器が今まさにそのとおりだと思うんですけども、そういう形をしながら、浪江で起業していただく。

起業型のさっき募集もかかっているんですけども、そういうものを逆に提供していく、そのためにはいろんな民間業者と、実はこういうことで地域協力隊でこうこうこういう形でこうなんですねという話し合いをある程度しておいたほうが、これからはいいのかと

思うんですけれども、その辺の考えがあれば、副町長でもいいです。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えをいたします。

昨年度起業型地域おこし協力隊の募集テーマを検討するに当たりまして、先ほど申し上げましたが、町内事業者や浪江町の商工会、そして行政区長会会長などに聞き取りをさせていただきました。その結果として起業型地域おこし協力隊の募集のテーマの一つとしまして飲食店の経営といったニーズもございましたので、こうしたニーズに合う人材確保への取組を現在進めているところでございます。

また、農業についてもご指摘がございました。こちらにつきましても、今後営農者の高齢化や担い手の不足が一層加速することが想定されておるため、次世代の農業担い手の確保が必要不可欠になることから、今年度より新たに農業に関する地域おこし協力隊の採用枠を2枠設けたところでございます。

このように少しずつですが、募集の枠を広げたり、新たな取組をしながら、引き続き協力隊の人材確保に努めてまいりたいと考えております。

議員最後にご指摘のございました受入れ体制でございますが、こちらは議員おただしのとおり、町内事業者や地域の方々との連携は非常に重要であると考えておりますので、引き続き連携強化を図るような取組を強力に進めるような形で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） その辺が今後のポイントになってくるというふうに考えているんで、その辺強化していただく。

それともう一個、先ほどから総務省、総務省と言っているんですけども、福島県としても県独自の取組というんですか、地域おこし協力隊に対する取組をやっていて、1つは、初めて地域協力隊で入ってきた人を集めて初任者研修をやったり、ほかの企業のところに行って企業研修をさせたり、活動報告をしたり、また交流会をしたりというふうにやっていまして、もう一個が市町村担当者向けの研修会もやっているんです。

県として独自にやっていることはこの2つぐらいなんですね。もちろんどこの町に何人、どこの町に何人なんていうデータはもちろん出していますけれども、地域おこし協力隊用としての事業は大体この2点なんですね。

この辺を浪江町としてはまず積極的に利用しているのかなという

ことをまず1つ目質問しておいて、それで、その中で先ほど申し上げた地域おこし隊が定住するナンバー1、ナンバー3で、そういうことで成功している他の市町村があるんですよ。調べてもらえば分かるんですけども、実績を上げているそういう先進的な市町村といろいろ情報交換をしたり、そこに視察に行っていろいろ話をしたりして、お互いに連携させてもらえるような話し合いをすべきだと思うんですよ。

結局何を言いたいかと、浪江町はなかなか結果を残せなかつたけれども、県内のほかの市町村で結果を残しているところが何個かあるんですよ。その成功例を参考にして、人の物まねではないすけれども、そういうことをするためにも、今市町村担当者向けの研修会をどんどん利用して、そのときに来たほかの市町村の方といろいろ情報交換なんかすべきだと思うんですけども、この辺どの程度利用しているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊に関する研修につきましては、国及び県が主催する研修、議員ご紹介のとおりございまして、そういうところに積極的に参加をして人脈づくりや情報収集などを行っておるところでございます。今後も研修等があれば積極的に参加をしてまいりたいと考えております。

先進自治体への視察、連携の点につきましては、令和3年度に宮城県丸森町へお伺いしまして、起業型地域おこし協力隊についての知識を深めておりました。こういった取組から、昨年度より本町でも起業型地域おこし協力隊の募集に向けて取組を進めているというような状況となっております。

いずれにいたしましても、議員おただしのとおり、地域おこし協力隊の活動については我々もさらなる研究が必要であると考えておりますので、他市町村の成功事例を参考にさせていただく、そして視察などを積極的に行うほか、情報交換をはじめとした相互の連携が図れるかということについてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） まさにそのとおりやっていただければ、本当にうまくいっているところをうまく取り入れて、うちも成功、1つの市町村に入ってくれれば大変いいことだと思います。

それで、その中で一番ちょっと、くどいようで申し訳ないすけれども、双葉郡を見ると、県の資料なんですけれども、檜葉町が圧

倒的に採用人数が多いんです。14名採用していて、その1つ上をいくのが1位が磐梯町の15名で、人数が多いからどうだということないけれども、分母を考えれば65というふうに考えてしまうのが人間だと思うんですけれども、檜葉町がうちのすぐそばにあるんで、檜葉町って、じゃ、どんなふうにしてやってんのかということを見ると、トップクラスの檜葉町がどんなふうなことをやっているかというと、ネットで地域おこし協力隊募集というふうにどんと検索すると、スポンサーサイトに檜葉町がすっぽり入ってくるんですよ。

そのスポンサーサイトに入っていくと、募集じゃないですよ、スポンサーですよ、地域おこし協力隊のスポンサーサイトに檜葉町がなっているんですよ。これ相当お金かかっているんだろうなと思って見ていましたけれども、その中で上位にヒットしている檜葉町のうたい文句が「福島県 檜葉町へ移住一起業家が多く集まる町」というのがどんと出てくるんですね。

何かなと思ってずっと検索してみると、檜葉町に移住した方がどういう方でどういうのなののかというのが載ってくるページに入っていくんですけども、その中で、IターンとUターンの2つのパターンをうたっているんです。Uターンというのは皆さんご存じのとおり、1回地元から離れて戻ってきた方、それともう一個がIターンなんですね。

これIターンとUターンで全然違うんですけども、この方々が檜葉町に入ってきたいるという事例がどわあっと載ってくるんですよ。それで、この方にどういうふうなことで地域協力隊として活動してもらっていたか、この方が、今やっている方がコーヒー屋さんだと、あと何かいろんなリモートワークをやる会社だとかとついているんですけども、その方がこういうふうに起業するまでの間に檜葉町はこれだけのことをいろいろ支援していますよね、サポートしていますよね。それが載っていて、さらに定住した方が、それに対してこういうふうな形で私はできましたみたいなことを書いてあって、1発見ると、何かいいねと思えるようなものが載っているんですよ。

近くの檜葉町なんで、町としてはあまり恥ずかしいことなのかどうか分からないですけれども、やっぱり先進のところにいいところを聞いて、この効果はどうなっていましたねと。うちもちょっとやらせてもらいますんでちょっと教えてもらえますかでもいいと思うんですよね。

そういう形のものをちょっとやっていただきたいと思うんですが、その辺ちょっと課長の考え方。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） ご質問にお答えします。

まず、町の情報発信、情報提供への取組に関してのこういった状況であるということをご説明させていただきます。

現在、町の移住・定住に関する情報サイトとしまして、浪江町移住ガイドというサイトを作成しております。移住を検討されている方への情報提供をこのサイトから行っているところであります、働き方として地域おこし協力隊の紹介などもこちらでしております。

サイト内は都度情報更新をしているところでございますが、先ほど来議員のご指摘、ご提案のありました檜葉町をはじめとした先進事例を参考に、よりよい情報発信ができるように努めてまいりたいと考えております。

また、隊員を紹介するページを町のホームページ上に設けてございます。町民等への活動の内容をお知らせするほか、地域おこし協力隊を検討されている方への本町での活動をしている隊員の情報を提供することで応募の検討材料としていいただくようなことを考えております。このページにつきましても、さらなる充実を図ってまいりたいと考えておりますが、双葉郡内にいいお手本があるということなので、まず、檜葉の取組についてまずは研究をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 何とかこの制度が浪江町に実のある制度になるためには、ある程度なりふりは構っていられないのかなというふうに思うんで、その辺はよろしくお願ひしたいところなんですが。

9番目なんですが、これはちょっと人の物まねというか、人の情報というか、新聞の情報なんですけれども、小野町というのが福島県に実はありますて、私も行ったことはないのかなと思うんですけれども、ここに外国人の方が2人、地域おこし協力隊に採用、今年度して、ちょっと新聞で見たんですけども、要は小野町に公立日本語学校をつくりたいということで今一生懸命活動していて、それのお手伝いというか、立ち上げのお手伝いをしていただきたいというのが一番の目的だと思って、俺、見ているんですけども、そんな形で2人の方が、外国人の方が地域おこし協力隊として採用されました。

そこで、ちょっと課長にお聞きしたいんですけども、総務省の考え方として、海外から地域おこし協力隊に採用するというときの壁というんですか、何かそういう決まりというんですか、そういう

ものはあるのかなと。ただ、ほかで採用しているんで多分何か障害がないのかなと思っていたんで。

こういうの壁があるかどうかまず1つ聞きたいということと、なぜそんなことを聞くかというと、ちょうど浪江町がF-R E Iで国際化をある程度目指さなきやいけない地域になってきているんですよ。

これF-R E Iのことが何だかんだということじゃないんですけれども、そういうまちづくりをするために、例えば地域おこし協力隊の中で一番下のところに、J E Tプログラム参加者等の外国人住民に対し、地域おこし協力隊の理解を深め、採用につなげる自治体というのが載っていて、それは別枠で200万円の補助がついているんですね。

どういう例があるかというと、例えば学校で外人の教師を雇って、いろいろ英語を教えてもらうとか、そういうのにもどうも使えるようなもので、ただそれだけではないんですけども、J E Tプログラムというのがあって、その辺をよく調べてもらって、例えばF-R E Iで今英語の先生で英語の何て言うんですか、英会話教室なんかもやっているんですけども、それとともに、例えば外国のことを今、浪江の方にいろいろ広げてもらったり、逆に浪江のことを外国人に情報をアウトプットしてもらうというか、インプットもそうなんですけれども、そういうことに使えるのに地域協力隊を言えば使うと。

さらには、その方が隊員終了後、例えばいろんなホテルにもし従事するとなると、ホテルの中での英語ができるとか、中国語ができるとかというふうなことで、今度町の全体の国際化に向けたものが広がるんじゃないかなということがあるんで、ちょっとその辺、外国人に対してどういうシステムになっているのかというのをお尋ねします。

○議長（平本佳司君） 市街地整備課長。

○市街地整備課長（今野裕仁君） 質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、F-R E Iの事業活動の本格化に伴い、外国人との共生環境の整備の必要性が高まっていると感じております。

町では、町内の宿泊事業者を対象とした多言語化促進事業や町民向けの英会話教室などを実施し、環境整備を進めているところですが、さらなる内容の充実を図るためにも外国人の採用は1つの有効な手段と考えております。

昨年度におきまして、外国籍の方も対象とした多言語化対応等業

務に係る任期付職員を募集したところでありましたが、残念ながら応募がなく、採用には結びつきませんでした。

今後、地域おこし協力隊制度を利用した外国人の採用についても視野に入れながら検討を進めてまいりたいと考えております。

また、先ほどお話のありました外国人の地域おこし協力隊の採用のシステム、制度につきましては、一般の地域おこし協力隊の採用の仕組みと同じものとなっております。

また、JETプログラムについては今後勉強させていただいて、参考にさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 既に取組が始まっていることで安心ですが、最後に、今後の浪江町への地域おこし協力隊の展開について若干お話をしたいんですが、総務省のホームページなんですが、人口減少と高齢化に対応しろということなんですよ、地方都市は。

そのためにはどういう方法が一番いいのか、例えばたくさん若い人をやって子供をたくさん産んでいただいて人口を増やすといういろんな手法の中で、その中で総務省が選んだのは要するに地域外から人材を積極的に誘致して、その方の定住・定着を図って、要するに地域力の維持、強化に資する取組をするのが有効だというふうに、これが一番有効なんだと言っているんですね。

そのためには、いろんな国の補助金ができてきているわけで、そもそも地域協力隊だけにしかやらなかったことが活動資金として認めますよと。今度は起業するときに少し補助しますよとか、いろいろなようにどんどんパワーアップしてきているんで、やっぱりなかなか浪江町の担当課としてもついていくのが難しいんだと思っているんですよ。

それで、さっきは起業型というか、いろんな形で募集をかけるというんですが、基本的に最後に言いたいことは、これは浪江町にとってはいろんな施策もありますけれども、ソフトな意味では非常に重要なことだと思うんで、やはり専属的にプロフェッショナルとなる人材を雇うなり迎えるなりして、この制度を深く理解させて、この制度をうまく取って、例えば10年後にはこの地域協力隊のあれによって人口が50人増えましたよとか、100人増えましたよというスタイルを取らないと、ただ苦労してやっているだけになってしまふんで、これ課長がお答えできるかどうか分からないですけれども、この辺、浪江町の定住人口、さっきも言いましたけれども、交流人口、関係人口、関係人口という場合いろんな捉え方があるんですけど

れども、それを増やすことが浪江町にとって最も重要な課題なんですよ。

そのために、こういったプロフェッショナルを1人くつつけて、職員としてくつつけてやることが本当に今必要な時期になってきているんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺お答えできれば。

○議長（平本佳司君） 町長。

○町長（吉田栄光君） 渡邊泰彦議員のご質問にお答えをしたいと思います。

先ほど来、地域おこし協力隊の関連のご質問をいただきました。非常に我々執行部としても受け止めなきやいけないものと思っております。

その中で、この地域おこし協力隊の制度上含めて、総務省は一極集中是正というような大きな目標も1つあろうかと思います。今後、人口減少社会の中で、地方がどう生き残っていくのかというような考え方もあるらうかと思います。

その中で地域おこし協力隊はあの東日本大震災と原発事故から13年が経過した当町には大きな支援をいただいているものと思っております。

ただし、今回のご指摘をいただいた様々なご意見を踏まえて地域おこし協力隊の活用を戦略的に復興に生かしてまいりたい。加えて、今後人口減少社会の中で、この地域、そして当町の状況に鑑みながら戦略を練ってまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひをしたいと思います。

○議長（平本佳司君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今、町長のお言葉をいただいて、確かにそのとおりだなというふうに思っています。

やっぱり戦略的なものというのは、この地域協力隊の要するに情報をうまく受けるためには、ただやっていると多分なかなかうまく、ただやっただけみたいなことになっちゃうんで、やっぱり実のあるものにするためには戦略的なもの、今、町長おっしゃったとおり、戦略的なものって絶対必要なんですよ。募集するにしたって、何をするにしたって、みんなと同じくやったんでは、絶対結果なんか出ないんですよ。

だから、先ほど言ったように日本全国でうまくいっているところをよく視察して、調べてやっていただきたいと思いますんで、答弁は要らないです。

あと9分しかないんで、ふるさと納税についてはやりません。次

にやりますので、議長、よろしいですか。

○議長（平本佳司君）　はい。

○11番（渡邊泰彦君）　大丈夫ですか。

じゃ、以上で終わります。

○議長（平本佳司君）　以上で11番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（平本佳司君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会させていただきます。

お疲れさまでした。

（午後　2時57分）

# 6月定例町議会

(第2号)

## 令和6年浪江町議会6月定例会

### 議事日程（第2号）

令和6年6月5日（水曜日）午前9時開議

- |               |  |
|---------------|--|
| 日程第 1 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町一般会計補正予算（第7号））               |
| 日程第 2 承認第 2 号 | 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）） |
| 日程第 3 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））       |
| 日程第 4 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））        |
| 日程第 5 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））         |
| 日程第 6 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））        |
| 日程第 7 承認第 7 号 | 専決処分の承認を求めるについて（浪江町税条例の一部改正について）                     |
| 日程第 8 承認第 8 号 | 専決処分の承認を求めるについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）               |
| 日程第 9 議案第50号  | 工事請負契約の締結について（春卯野ため池環境保全整備工事（再対策））                   |
| 日程第10 議案第51号  | 工事請負契約の締結について（沢目ため池環境保全整備工事（再対策））                    |
| 日程第11 議案第52号  | 工事請負契約の締結について（さけふ化施設整備工事（建築））                        |
| 日程第12 議案第53号  | 工事請負契約の締結について（さけふ化施設整備工事（電気設備））                      |
| 日程第13 議案第54号  | 工事請負契約の締結について（さけふ化施                                  |

		設整備工事（機械設備））
日程第 1 4	議案第 5 5 号	工事請負契約の締結について（さけ採捕付 帶施設整備工事（建築））
日程第 1 5	議案第 5 6 号	工事請負契約の締結について（さけふ化施 設さく井・揚水設備工事）
日程第 1 6	議案第 5 7 号	工事請負契約の締結について（さけふ化施 設送水設備工事）
日程第 1 7	議案第 5 8 号	工事請負契約の締結について（さけふ化施 設井戸監視電気設備工事）
日程第 1 8	議案第 5 9 号	工事請負契約の締結について（橋梁補修工 事（天神渕橋））
日程第 1 9	議案第 6 0 号	物品購入契約の締結について（ノートパソ コン購入）
日程第 2 0	議案第 6 1 号	物品購入契約の締結について（宅地用除草 剤購入（単価契約））
日程第 2 1	議案第 6 2 号	物品購入契約の締結について（畜産施設機 器購入（その 2 堆肥攪拌システム））
日程第 2 2	議案第 6 3 号	工事請負契約の変更について（丈六ため池 環境保全整備工事（再対策））
日程第 2 3	議案第 6 4 号	町営土地改良事業の変更について
日程第 2 4	議案第 6 5 号	令和 6 年度浪江町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 5	議案第 6 6 号	令和 6 年度浪江町水道事業会計補正予算 （第 1 号）
日程第 2 6	同意第 1 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 7	報告第 1 号	令和 5 年度浪江町一般会計継続費繰越計算 書について
日程第 2 8	報告第 2 号	令和 5 年度浪江町一般会計繰越明許費繰越 計算書について
日程第 2 9	報告第 3 号	令和 5 年度浪江町一般会計事故繰越し繰越 計算書について
日程第 3 0	報告第 4 号	令和 5 年度浪江町公共下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書について
日程第 3 1	報告第 5 号	令和 5 年度浪江町水道事業会計継続費繰越 計算書について
日程第 3 2	報告第 6 号	令和 5 年度浪江町水道事業会計予算繰越計 算書について

出席議員 (15名)

1番	武 藤 晴 男 君	2番	紺 野 豊 君
3番	吉 田 邦 弘 君	4番	平 本 佳 司 君
5番	小 澤 英 之 君	6番	半 谷 夫 君
7番	紺 野 則 夫 君	8番	佐 々 木 茂 君
9番	山 本 幸 一 郎 君	10番	高 野 武 君
11番	渡 邁 泰 彦 君	12番	松 田 孝 司 君
13番	佐 々 木 勇 治 君	14番	山 崎 博 文 君
15番	紺 野 榮 重 君		

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 栄	光 君	副	町 山 本 長 邦	一 君
副	町 成 井 長 祥	君	教 育 笠 井 長 淳	一 君	
代 表 監 査 委 員	宮 口 勝 美 君		総 務 島 支 所 長 兼 選 举 管 理 委 員 会 書 記 長		
企 画 財 政 課	吉 田 長 厚 志 君		住 民 課 野 柴 長 一	志 君	
产 業 振 興 課	蒲 原 長 文 崇 君		農 林 水 產 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		
住 宅 水 道 課	木 村 長 順 一 君		建 設 宮 林 長 薫		
市 街 地 整 備 課	今 野 裕 仁 君		健 康 保 险 課 長 兼 浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長		
介 護 福 祉 課	松 本 長 幸 夫 君		会 計 管 理 者 中 野 長 隆		

教 育 総 務 課 長  
鈴 木 清 水 君

生 涯 学 習 課 長 兼  
浪 江 町 公 民 館 長 兼  
浪 江 町 図 書 館 長  
長 岡 秀 樹 君

---

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 次 長  
中 野 夕 華 子 君 今 野 雄 一 君

書 記  
岡 本 ち り 君

---

### ◎開議の宣告

○議長（平本佳司君） おはようございます。  
ただいまの出席議員数は15人であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
(午前 9時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。

---

### ◎承認第1号から報告第6号の一括上程、説明

○議長（平本佳司君） お諮りします。日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町一般会計補正予算（第7号））から日程第32、報告第6号 令和5年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてまでを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。  
よって、日程第1、承認第1号から日程第32、報告第6号までを一括議題といたします。

日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） おはようございます。  
承認第1号 専決処分の承認を求めるについてご説明をいたします。

本案は、令和5年度浪江町一般会計補正予算（第7号）について専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、地方交付税や各事業費が確定したことにより令和5年度予算の整理等を行ったものであり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億7,092万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を314億3,277万5,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） それでは、予算書事項別明細書により

ご説明をさせていただきます。

16ページをお開きください。

まず、歳入の主なものからご説明をさせていただきます。

款2地方譲与税から18ページの款8環境性能割交付金までにつきましては、交付額の確定に伴う増額となっております。

18ページの款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、こちらにつきましては、特別交付税の交付額の確定に伴う増額となっております。

20ページをお開きください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金3,810万6,000円の減につきましては、主に節1総務費国庫補助金の説明欄の上から3段目、情報通信基盤災害復旧費国庫補助金、こちらでございまして、地デジ再送信システム復旧工事の事業費確定に伴います減額となっております。

22ページをご覧ください。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金1億1,857万2,000円の減につきましては、主に節1農業費県補助金で、営農再開支援事業補助金の事業費確定に伴う減額となっております。

23ページをご覧ください。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金1,486万7,000円の増につきましては、こちらは説明欄の下から2番目でございます。主に浪江町行財政長期安定化基金利子によります増となっております。

24ページをご覧ください。

款18繰入金、項2基金繰入金、目2浪江町復旧・復興基金繰入金4億3,435万1,000円の減及び1つ飛ばしまして、目7浪江町帰還・移住等環境整備交付金基金繰入金6億7,185万2,000円の減につきましては、対象事業の確定に伴います基金繰入金の減額となってございます。

25ページをご覧ください。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入1,319万4,000円の増につきましては、主に右の説明欄の上から3段目のプレミアムつき商品券販売金の実績に伴う増額となってございます。

26ページをご覧ください。

26ページからは、歳出の主なもののご説明となります。

27ページまでお進みください。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費3億9,799万4,000円の増につきましては、主に節24積立金の一番上、浪江町復旧・復興基

金積立金の増で、今年度の復旧・復興事業の財源とするため、今回積立てをするものでございます。

目 7 情報管理費3,761万円の減につきましては、主に節14工事請負費で地デジ再送信システム復旧工事の事業費確定に伴う減額となっております。

30ページをご覧ください。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費4,087万1,000円の減につきましては、主に節18負担金補助及び交付金で、非課税世帯等臨時特別給付金の実績及びその下、節19扶助費における各種事業費の実績に伴う減となってございます。

35ページまでお進みください。

款 4 衛生費、項 4 環境保全費、目 1 ゼロカーボン推進費2,713万4,000円の減につきましては、主に節12委託料で、水素民政産業利用サプライチェーン構築及び需給調整実証事業委託料の実績に伴う減額となっております。

36ページをご覧ください。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 5 営農再開支援事業費 1 億1,485万6,000円の減につきましては、主に節18負担金補助及び交付金で、説明欄に記載しております営農再開支援に係る各種補助金の実績確定に伴う減額となっております。

39ページをご覧ください。

款 7 商工費、項 1 商工費、目 6 企業立地促進費 3 億3,600万円の減につきましては、主に節14工事費で、棚塩産業団地にございます木材製造拠点施設における環境対策工事の契約額確定による予算の減額となっております。

40ページをご覧ください。

款 8 土木費、項 2 道路橋梁費、目 2 道路維持費2,371万7,000円の減につきましては、事業実績に伴う委託料及び工事請負費の減額となっております。

41ページをご覧ください。

項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費5,005万7,000円の減につきましては、主に節12委託料の発注者支援業務委託料の実績による減及びその下、節16公有財産購入費で防災集団移転事業の実績に伴います公有財産購入費の減額によるものとなってございます。

目 5 まちづくり整備事業費 5 億6,337万7,000円の減につきましては、主に駅周辺整備事業に係る事業実績に伴います予算の減額となっております。

43ページまでお進みください。

款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費5,762万9,000円の減につきましては、主に節16の公有財産購入費で、校舎敷地の購入に係ります実績に伴います予算の減となっております。

12ページまでお戻りください。

12ページは、第2表継続費補正となっております。款8土木費、項4都市計画費、事業名が浪江駅周辺地区一団地整備事業、こちらにつきましては、用地交渉などの事業進捗の状況に応じ、年割額を変更するものでございます。

その下が、第3表繰越明許費補正でございます。

まず、変更でございます。

款7商工費、項1商工費、事業名、木材製品生産拠点施設周辺環境対策事業、こちらにつきましては、入札によりまして契約金額が確定したことに伴います金額の変更となっております。

13ページをご覧ください。13ページは追加でございます。

款4衛生費、項3上水道費、事業名、飲料水等安全確保支援事業（井戸工事その2）につきましては、能登半島地震に伴いまして電子部品の納入に不測の日数を要することとなったため、繰越明許費を設定するものでございます。

その下、事業名が水道施設事業、県道長塚請戸浪江線石綿管布設替え工事につきましては、福島県が行う県道長塚請戸浪江線の道路工事において、用地交渉の遅れなどにより工事着手が令和6年度中に変更となったことに伴いまして繰越明許費を新たに設定するものでございます。

46ページにつきましては、基金の運用状況となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第2、承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　承認第2号 専決処分の承認を求めるについてご説明いたします。

本案は、令和5年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）について専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を93

万9,000円とするものであります。

詳細については、生涯学習課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（長岡秀樹君） それでは、事項別明細書より説明いたします。

初めに、歳入について説明いたします。

53ページをご覧ください。

款1繰入金、項1基金繰入金、目1文化及びスポーツ振興基金繰入金54万円の減となります。

次に、款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金40万4,000円の増となります。

続きまして、歳出になります。

54ページをご覧ください。

款2助成費、項1助成費、目1助成費56万円の減。

次に、款4予備費、項1予備費、目1予備費40万4,000円の増となります。いずれも事業確定による補正となります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求ることについて（令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第3号 専決処分の承認を求ることについてご説明をいたします。

本案は、令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,830万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を37億8,150万5,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

61ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金3,812万6,000円の減につきましては、各種県補助金の交付額確定等によるものでございます。

次に、款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金101万1,000円の減につきましては、出産育児一時金の事業確定により国保特会への繰入金を減とするものでございます。

続きまして、62ページからは歳出でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費9,299万1,000円の減及び目3一般被保険者療養費160万6,000円の減につきましては、いずれも給付実績額の確定により不用額を減とするものでございます。

以下、款2保険給付費につきましては、全て同様に、給付実績額の確定により不用額を減とするものでございます。

続きまして、63ページをお開きください。

一番下になりますが、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金152万3,000円の増につきましては、令和4年度震災復興特定健診補助金及び令和4年度保険給付費等交付金の特定健康診査等分の交付額確定による償還金を増とするものでございます。

続きまして、64ページをお開きください。

款8予備費5,954万3,000円の増につきましては、財源調整によるものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求ることについて（令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　承認第4号 専決処分の承認を求ることについてご説明いたします。

本案は、令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ963万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億469万6,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君）　予算書事項別明細書によりご説明いたします。

71ページをご覧ください。

歳入予算になります。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1社会资本整備総合交付金963万1,000円の減は、交付額確定によるものであります。

72ページをお開きください。

歳出予算になります。

款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目2下水道建設費400万円の減は、事業費の確定によるものであります。

次に、款3予備費563万1,000円の減につきましては、財源調整によるものであります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第5、承認第5号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　承認第5号 専決処分の承認を求めるについてご説明をいたします。

本案は、令和5年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,353万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を29億6,765万1,000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（平本佳司君）　介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君）　予算事項別明細書の79ページをお開きください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1前年度分普通徴収保険料226万3,000円の増、節3現年度分特別徴収保険料131万8,000円の増は、収入見込みによるものです。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金2,962万円の減、目2地域支援事業交付金633万9,000円の増、目4災害臨時特例補助金294万2,000円の減は、国庫補助金の交付決定によるものです。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金6,723万円の減、目2地域支援事業支援交付金378万円の減は、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定によるものです。

80ページをお開きください。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、節2過年度分3万5,000円の増は、県負担金の交付決定によるものです。

款6 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金5万6,000円の増は、介護給付費準備基金の利子配当によるものです。

款7 繰入金、項1 一般会計繰入金、目3 低所得者保険料軽減繰入金327万1,000円の増、目4 その他一般会計繰入金、節2 事業費繰入金327万1,000円の減は、一般会計繰入金の確定によるものです。

款9 諸収入、項1 雜入、目1 雜入2万8,000円の増、成年後見等開始申立て費用の本人負担分です。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

81ページをお開きください。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 在宅介護サービス給付費3,072万9,000円の減、目2 地域密着型介護サービス給付費3,000万円の減、目4 居宅介護福祉用具購入費200万円の減、目5 居宅介護住宅改修費300万円の減、目6 居宅介護サービス計画給付費1,000万円の減については、給付見込みによるものです。

款2 保険給付費、項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費500万円の減については、給付見込みによるものです。

82ページをお開きください。

款2 保険給付費、項2 介護予防サービス等諸費、目2 地域密着型介護予防サービス給付費400万円の減、目3 介護予防福祉用具購入費150万円の減、目4 介護予防住宅改修費100万円の減については、給付見込みによるものです。

款3 地域支援事業費、項1 介護予防・生活支援サービス事業費、目1 介護予防・生活支援サービス事業費、第1号通所介護サービス費250万円の減については、給付見込みによるものです。

83ページをお開きください。

款4 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目2 償還金23万7,000円の増については、介護給付費の精算金によるものです。

款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金5万7,000円の増は、令和5年度介護給付費準備基金の利子積立額の確定によるものです。

款6 予備費409万8,000円の減は、財源の調整によるものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第6、承認第6号 専決処分の承認を求ることについて（令和5年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第6号 専決処分の承認を求ることにつ

いてご説明いたします。

本案は、令和5年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容については、事業費等の確定により歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,151万3,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 健康保険課長。

○健康保険課長（西 健一君） それでは、事項別明細書90ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目2 普通徴収保険料300万円の減につきましては、保険者であります福島県後期高齢者医療広域連合におきまして上位所得者が確定したことによる補正でございます。

続きまして、91ページは歳出でございます。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金300万円の減につきましては、保険者であります福島県後期高齢者医療広域連合において上位所得者が確定したことによる補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第7、承認第7号 専決処分の承認を求ることについて（浪江町税条例の一部改正について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 承認第7号 専決処分の承認を求ることについてご説明いたします。

本案は、地方税法等が改正されたことに伴う浪江町税条例の一部改正について、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、住民課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、浪江町税条例の一部を改正する条例について、承認第7号資料によりご説明を申し上げます。

104ページをお開きください。

今回の主な改正といたしましては、個人町民税及び固定資産税についての改正でございます。なお、関連する会社につきましては、

一括してご説明いたします。

また、改正に伴う条項ずれによる改正等につきましては、説明を省略させていただきたいと思いますので、ご了承願います。

## 2、改正の概要をご覧ください。

初めに、個人町民税の改正でございます。

第34条の7第1項でございますが、公益信託の信託財産とするために支出した金銭を正式に特定基金に変更することに伴い、寄附金税額控除の記載を修正する改正を行うものでございます。

次に、定額減税に関する改正でございます。

附則第7条の5でございますが、令和6年度分の個人町民税の所得割から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するために、特別税額控除、いわゆる定額減税の規定を追加する改正を行うものでございます。

次に、附則第7条の6でございますが、現状の定額減税対象に伴う税額について、徴収方法の特例規定を創設する改正を行うものでございます。普通徴収の場合、定額減税前の税額を基に第1期から第4期分の納税額を算出し、その上で第1期分の税額から定額減税を行い、第1期分から控除し切れない場合については、第2期分以降の税額から順次控除することとしたものでございます。

また、特別徴収の場合、令和6年6月分は徴収せずに、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月分で案分することとしたものでございます。

次に、105ページ、附則第7条の7でございますが、公的年金等の所得に係る定額減税対象の税額の徴収方法の特例の規定を創設する改正を行うもので、前年度から既に公的年金等の所得に係る徴収を受けている場合で定額減税対象の場合においては、令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除し切れない場合には、12月分以降の特別徴収税額から順次控除することとしたものでございます。

また、令和6年度から新たに公的年金等の所得に係る徴収を受ける場合で定額減税対象の場合においては、令和6年6月分の普通徴収税額から控除し、控除し切れない場合においては、8月分の普通徴収税額から、さらに控除し切れない場合には10月分以降の特別徴収税額から順次控除することとしたものでございます。

次に、附則第7条の8でございますが、令和7年度分の個人町民税所得割額から定額減税を実施する規定の追加を行うもので、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者分については、令和7年度分の個人住民税所得割の額から控除されることとしております。

次に、附則第16条の3第3項から、次ページ106ページの附則第

20条の3第2項、第5項にかけてでございますが、定額減税導入に伴い分離課税を選択した場合の読み替え規定を追加するものとなり、今回導入される定額減税は、総合課税の所得割の額から行うとされております。そのため、定額減税の対象に分離課税分も含める改正となります。

次に、令和6年能登半島地震災害に関する改正でございます。

附則第5条の2でございますが、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除の特例規定を創設するものでございます。令和6年能登半島地震災害においては、生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じており、かつ発災日が1月1日と、令和5年分の所得税の課税期間、申告期間に極めて近接していることなどの事情を総合的に勘案し、当該災害により住宅や家財等の資産について生じた損失の金額を令和6年度分の個人町民税において雑損控除の適用対象とすることができるとする特例を追加するとしたものでございます。

次に、107ページ、固定資産税に関する改正でございます。

附則第10条の2第14項でございますが、特定バイオマス発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例を追加する改正を行うもので、特定バイオマス発電設備のうち1万キロワット以上2万キロワット未満のものについても適用が追加され、課税割合については7分の6としたものでございます。

次に、附則第10条の2第24項でございますが、一体型滞在快適性等向上事業に係る固定資産税の課税標準の特例の改正に伴い、課税割合を追加し、その割合を2分の1としたものでございます。

次に、附則第10条の3でございますが、新築認定長期優良住宅の固定資産税の減額特例を受けるための申告手続を見直すこととしたものでございます。新築認定長期優良住宅の固定資産税を2分の1に減額する特例を受けるためには、原則として当該住宅の区分所有者からの申告が必要であるところ、当該申告がなくても管理組合の管理者等から必要書類が提出され、かつ要件に該当すると認められる場合においては、減額特例の適用を認める規定が追加されることとなります。

続きまして、附則第11条の2附則第12条、附則第13条でございますが、令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、対応する年度を更新する改正を行うものでございます。

次に、附則第15条でございますが、令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、対応する年度を更新及び期間を延長する改正を行うものでございます。

次に、108ページ、附則でございますが、町民税、固定資産税の経過措置を規定するものでございます。

最後に、施行日でございますが、この改正は原則的に令和6年4月1日から施行となります。一部の規定は、令和7年4月1日、また、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行となります。

なお、議案資料の各改正上の右側にそれぞれの施行日を記載させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第8、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、地方税法施行令等が改正されたことに伴う浪江町国民健康保険税条例の一部改正について、専決処分の承認を求めるものであります。

詳細については、住民課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　住民課長。

○住民課長（柴野一志君）　それでは、承認第8号資料によりご説明申し上げます。

137ページをご覧ください。

初めに、2、主な改正内容をご覧ください。

第2条につきましては、課税限度額の改正でございます。後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の22万円を24万円に引き上げさせていただくものでございます。

次に、第23条でございますが、低所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るため、軽減判定所得の基となる被保険者等の乗すべき金額を5割軽減で29万円から29万5,000円に、2割軽減で53万5,000円から54万5,000円に、それぞれ引き上げるものでございます。

次に、3、施行期日等でございますが、この条例は令和6年4月1日からの施行とするものでございます。この条例による改正後の浪江町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとなります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第9、議案第50号　工事請負契約の締結について（春卯野ため池環境保全整備工事（再対策））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第50号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、春卯野ため池環境保全整備工事（再対策）について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となつた双葉グリーン土木株式会社代表取締役、室原泰仁と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　議案資料によりご説明いたします。

議案集140ページをお開きください。

- 1、契約の目的、春卯野ため池環境保全整備工事（再対策）。
- 2、施工箇所、浪江町大字立野字春卯野地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、1億8,480万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,680万円。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字牛渡字竹の花52番地、双葉グリーン土木株式会社、代表取締役、室原泰仁。
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和7年3月21日。

本ため池は、令和2年から令和3年度にかけて管理を行う農業者の被曝を防止する目的で放射性物質対策工事を行いましたが、対策後の大震等の影響で再度、ため池の放射性物質濃度が基準値の8,000ベクレル・パー・キログラムを超えていることが判明したため、再対策を行うものです。

141ページ、議案資料1をご覧ください。

春卯野ため池の平面図となります。前回の対策範囲を黒い太線で示しております。再対策の範囲は、水色の範囲が25センチ、緑色の範囲が30センチの台船によるポンプしうんせつ施工となります。面積は合計4,064平米。

また、当該ため池の事前調査による放射性物質濃度は図に示したとおりです。

次のページ、142ページをお開きください。

議案資料2をご覧ください。入札の執行結果表となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第10、議案第51号　工事請負契約の締結について（沢目ため池環境保全整備工事（再対策））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第51号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、沢目ため池環境保全整備工事（再対策）について地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となつた東北土木株式会社、代表取締役、鈴木仁根と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　議案集143ページをお開きください。

1、契約の目的、沢目ため池環境保全整備工事（再対策）。

2、施工箇所、浪江町大字末森字沢目地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、3億4,650万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,150万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社、代表取締役、鈴木仁根。

6、工期、議会の議決を得た日から令和7年12月15日。

本ため池は、令和2年から令和3年にかけて管理を行う農業者の被曝を防止する目的で放射性物質対策工事を行いましたが、対策後の大雨等の影響で再度、ため池内の放射性物質濃度が基準値の8,000ベクレル・パー・キログラムを超えていることが判明したため、再対策を行うものです。

144ページ、議案資料1をご覧ください。

上流側に位置する沢目第1ため池の平面図になります。前回の対策範囲を黒い太線で示しております。再対策の範囲は、オレンジ色で示した範囲となり、25センチの深さでバックホウによる直接掘削を行うもので、面積は3,844平米です。

次のページ、145ページの議案資料2をご覧ください。

沢目第2ため池の平面図となります。前回の対策範囲を黒い太線

で示しております。再対策の施工工法ですが、ポンプしゅんせつと直接掘削の混合施工となります。ポンプしゅんせつの範囲は、水色の範囲が20センチ、緑色の範囲が30センチの台船によるポンプしゅんせつとなります。面積は5,616平米。直接掘削の範囲は、オレンジ色の範囲が20センチ、黄色の範囲が30センチのバックホウによる掘削となります。面積は2,628平米となります。

なお、第1、第2ため池の事前調査による放射性物質濃度は図に示したとおりです。

次に、146ページ、議案資料3をご覧ください。

入札の執行結果表となります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第11、議案第52号　工事請負契約の締結について（さけふ化施設整備工事（建築））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第52号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、さけふ化施設整備工事（建築）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　議案集により説明いたします。

147ページをお開きください。

1、契約の目的、さけふ化施設整備工事（建築）。

2、施工箇所、浪江町大字小野田字小野田地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、5億4,450万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4,950万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶。

6、工期、議会の議決を得た日から令和7年3月25日。

次のページ、148ページ、議案資料1をご覧ください。

施設の配置図になります。赤枠で囲んだ部分が今回整備する建物であり、ふ化施設、倉庫、プロパン庫、飼育池の整備を行うものです。当該施設は、さけ稚魚放流数、年間最大456万尾の生産を予定

しております。

工事概要ですが、ふ化施設は鉄筋コンクリート造平屋建てで延床面積569.24平米、倉庫が鉄筋コンクリート造平屋建てで28平米、プロパン庫がプレハブ造平屋建てで2.73平米、飼育池が鉄筋コンクリート造で、外寸法面積82.68平米となります。

次のページをお開きください。

ふ化施設の平面図となります。

次のページ、150ページは立面図になります。

151ページと152ページについては、完成イメージのパース図となっております。

153ページ、議案資料2をご覧ください。入札の執行結果表となります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（平本佳司君）　日程第12、議案第53号　工事請負契約の締結について（さけふ化施設整備工事（電気設備））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第53号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、さけふ化施設整備工事（電気設備）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった有限会社浪江電設、代表取締役、阿部雅彦と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　議案書により説明いたします。

議案集154ページをお開きください。

1、契約の目的、さけふ化施設整備工事（電気設備）。

2、施工箇所、浪江町大字小野田字小野田地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、8,250万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額750万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字小野田字下原41番地、有限会社浪江電設、代表取締役、阿部雅彦。

6、工期、議会の議決を得た日から令和7年3月25日。

155ページ、議案資料1をご覧ください。

施設の配置図となります。本件は、さけふ化施設整備工事に係る

電気設備工事であり、施設内に電灯設備、動力設備、発電設備、インターフォン監視カメラ設備、テレビ共同受信設備、構内配電設備、構内通信設備を整備するものです。それぞれの整備個数については、表のとおりとなっております。

次の156ページは、電灯設備平面図となっております。

次の157ページは、テレビ監視カメラ、インターフォン、電話、情報配管の平面図となっております。

158ページ、議案資料2は、入札の結果表となっております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（平本佳司君）　日程第13、議案第54号　工事請負契約の締結について（さけふ化施設整備工事（機械設備））を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第54号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、さけふ化施設整備工事（機械設備）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社小黒設備工業、代表取締役、小黒陽子と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　議案書により説明いたします。

議案集159ページをお開きください。

- 1、契約の目的、さけふ化施設整備工事（機械設備）。
- 2、施工箇所、浪江町大字小野田字小野田地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、6,119万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額629万円。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬原197番地、株式会社小黒設備工業、代表取締役、小黒陽子。
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和7年3月25日。

次のページ、議案資料1をご覧ください。

施設の配置図となります。本件は、さけふ化施設整備工事に係る機械設備工事であり、衛生器具設備、排水設備、暖房設備、換気設備を整備するものです。整備内容、設置個数は、表のとおりとなります。

161ページをお開きください。衛生設備平面図となります。

162ページをお開きください。排水設備平面図となっております。

163ページをお開きください。入札の執行結果表となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（平本佳司君）　日程第14、議案第55号　工事請負契約の締結について（さけ採捕付帯施設整備工事（建築））を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第55号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、さけ採捕付帯施設整備工事（建築）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　議案書により説明いたします。

議案集164ページをお開きください。

1、契約の目的、さけ採捕付帯施設整備工事（建築）。

2、施工箇所、浪江町大字北幾世橋字荒井前地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、2億350万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,850万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地

2、横山建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一。

6、工期、議会の議決を得た日から令和7年3月25日。

165ページ、議案資料1をご覧ください。

施設の配置図になります。赤枠で囲んだ部分が今回整備する建物であり、作業員詰所及び漁具倉庫となっております。

工事概要ですが、延床面積は461.64平米、鉄骨造2階建てとなります。

166ページをお開きください。施設の平面図となっております。

次の167ページをお開きください。施設の立面図となっております。

168ページから169ページは、完成イメージのパース図となっております。

170ページをお開きください。

議案資料2といたしまして、入札の執行結果表となります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（平本佳司君）　日程第15、議案第56号　工事請負契約の締結について（さけふ化施設さく井・揚水設備工事）を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第56号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、さけふ化施設さく井・揚水設備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった庄建技術株式会社、代表取締役社長、濱名和彦と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　議案書によりご説明いたします。

議案集171ページをお開きください。

1、契約の目的、さけふ化施設さく井・揚水設備工事。

2、施工箇所、浪江町大字小野田字小野田並びに大字井手字下川原地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、7,920万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額720万円。

5、契約の相手方、福島県南相馬市原町区青葉町1丁目1番地、庄建技術株式会社、代表取締役社長、濱名和彦。

6、工期、議会の議決を得た日から令和7年3月25日。

172ページ、議案資料1をご覧ください。

今回、整備・撤去する井戸の配置図になります。ナンバー1からナンバー3までがふ化施設内に新たに整備する井戸となり、ナンバー4からナンバー5は、旧井手ふ化場にある既存井戸の揚水設備を撤去した後に新たな揚水設備を設置いたします。

173ページをお開きください。

井戸、それぞれの構造図を示しており、今回の工事で井戸に水中ポンプを設け、水をくみ上げた後にふ化施設へ配水する仕組みとなっております。

ナンバー1についてはコンクリート枠、ナンバー2から3は物置型の建屋を整備します。

174ページをお開きください。ナンバー4、ナンバー5の井戸の構造図となります。

175ページをお開きください。

議案資料2といたしまして、入札の執行結果表となります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（平本佳司君）　日程第16、議案第57号　工事請負契約の締結について（さけふ化施設送水設備工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第57号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、さけふ化施設送水設備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社小黒設備工業、代表取締役、小黒陽子と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　議案書により説明いたします。

議案集176ページをお開きください。

1、契約の目的、さけふ化施設送水設備工事。

2、施工箇所、浪江町大字小野田字小野田並びに大字井手字下川原地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、2億4,750万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,250万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬原197番地、株式会社小黒設備工業、代表取締役、小黒陽子。

6、工期、議会の議決を得た日から令和7年3月25日となります。

次のページ、177ページ、議案資料1をご覧ください。

配管平面図となります。旧井手ふ化施設の井戸2か所からと、ふ化施設内に新たに整備する井戸からの配管経路を示しております。左上の表は、ナンバー1からナンバー5、井戸からの配管についての管径、延長をそれぞれ示しており、総延長は1,578.4メートルとなります。

178ページをお開きください。

議案資料2といたしまして、入札の執行結果表となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（平本佳司君）　日程第17、議案第58号　工事請負契約の締結について（さけふ化施設井戸監視電気設備工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第58号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、さけふ化施設井戸監視電気設備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による随意契約により落札者となった有限会社浪江電設、代表取締役、阿部雅彦と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書により説明いたします。

議案集179ページをお開きください。

1、契約の目的、さけふ化施設井戸監視電気設備工事。

2、施工箇所、浪江町大字小野田字小野田並びに大字井手字下川原地内。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額、2億7,060万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,460万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字小野田字下原41番地、有限会社浪江電設、代表取締役、阿部雅彦。

6、工期、議会の議決を得た日から令和7年3月25日までです。

次のページ、180ページ、議案資料1をご覧ください。

さけふ化施設さく井・揚水設備工事で説明した新規整備する井戸の配置図となっております。左の表は、それぞれの井戸さけふ化施設及び旧井手ふ化施設に設置する電磁流量計、水位計、圧力計、ポンプ制御盤、井戸監視用無線設備の台数を示しております。

181ページをお開きください。

議案資料2といたしまして、入札の執行結果表となります。本件は、指名競争入札を実施したところですが、再入札を行っても最低入札価格が予定価格を下回りませんでした。地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により、競争入札に付し入札者がいないとき、また、再度の入札に付し落札者がいない場合に、随意契約に移行できると規定しております。

次のページ、182ページをお開きください。

議案資料3でございます。

指名競争入札における最低価格の入札者であった有限会社浪江電設から見積書の提出を受け、見積金額が予定価格を下回りました。

その結果表となります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（平本佳司君）　日程第18、議案第59号　工事請負契約の締結について（橋梁補修工事（天神渕橋））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第59号　工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、橋梁補修工事（天神渕橋）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　建設課長。

○建設課長（宮林　薰君）　それでは、議案集によりご説明いたします。

183ページをご覧ください。

1、契約の目的、橋梁補修工事（天神渕橋）。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字仲沖地内ほか。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億2,540万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,140万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地

2、横山建設株式会社、代表取締役社長、佐藤祥一。

6、工期、議会の議決を得た日から令和7年3月14日です。

続きまして、184ページの議案資料1をご覧ください。

天神渕橋の位置図です。幾世橋地区にあります高瀬川に架かる橋梁でございます。

185ページの資料2をご覧ください。

橋梁補修一般図となります。補修項目につきましては、図面右側をご覧ください。施工延長132.4メートル、幅員11メートル、舗装打替工1,265.2平米、表面防水工1,265.2平米、伸縮装置補修工10か所でございます。

186ページの資料3をご覧ください。

入札の執行結果表ですので、後ほどご確認願います。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第19、議案第60号　物品購入契約の締結について（ノートパソコン購入）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第60号 物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、ノートパソコン購入について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社夢デザイン総合研究所、代表取締役、木村裕文と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） まず、議案上程に当たりまして、ご迷惑をおかけいたしましたことを改めておわび申し上げます。

それでは、議案書によりご説明をさせていただきます。

187ページをご覧ください。

- 1、契約の目的、ノートパソコン購入。
- 2、納入場所、浪江町大字幾世橋字六反田地内ほか。
- 3、契約方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、4,613万4,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額419万4,000円。

5、契約の相手方、福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田47番地  
の3、株式会社夢デザイン総合研究所、代表取締役、木村裕文。

6、納期、議会の議決を得た日から令和6年12月20日となっております。

次のページ、188ページ、資料1をご覧ください。

ノートパソコン購入の概要でございます。

目的につきましては、職員が業務で使用しているノートパソコンのうち耐用年数の超過及びウィンドウズ10サポート終了に対応するため、ウィンドウズ11搭載のノートパソコンの購入を行うものでございます。購入台数は260台となっております。

次のページ、189ページをご覧ください。

こちらは入札の執行結果表となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第20、議案第61号 物品購入契約の締結について（宅地用除草剤購入（単価契約））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 議案第61号 物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、宅地用除草剤購入（単価契約）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった大内わら工品株式会社浪江出張所、所長、星友由貴と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、住民課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、議案書により説明をさせていただきます。

190ページをお開きください。

- 1、契約の目的、宅地用除草剤購入（単価契約）でございます。
- 2、納入場所、浪江町大字幾世橋字六反田地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約単価、3,102円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額282円。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町37、大内わら工品株式会社浪江出張所、所長、星友由貴。
- 6、納期、議会の議決を得た日から令和6年12月31日までとしております。

191ページをお開きください。

議案第61号資料1でございます。事業の概要。

1の目的、町内にある宅地の適正管理を目的として、町内に宅地を所有している方に除草剤を配布するため、物品購入を行うものでございます。

2、購入品目でございますが、名称が「ネコソギロングシャワーV9（液剤タイプ）」、容量が4リッター、予定数量が6,800箱。推定総額2,109万3,600円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が191万7,600円となります。

記載の推定総額についてでございますけれども、本契約は議案書記載のとおり、単価契約でございまして、契約単価として3,102円を予定しております。これに予算段階で見積もった予定数量の6,800箱を乗じた金額を推定総額としております。予定数量の6,800箱につきましては、予定でございまして、申請の状況によって数量が変更することもございますことから、推定総額としているところでございます。

次に、192ページをご覧ください。

本契約に係る入札の執行結果でございます。後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第21、議案第62号　物品購入契約の締結について（畜産施設設備品購入（その2　堆肥攪拌システム））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第62号　物品購入契約の締結についてご説明いたします。

本案は、畜産施設設備品購入（その2　堆肥攪拌システム）について、地方自治法第234条第1項の規定による制限付一般競争入札により落札者となった株式会社天神製作所、代表取締役、石田徹と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　議案集により説明いたします。

193ページをお開きください。

1、契約の目的、畜産施設設備品購入（その2　堆肥攪拌システム）。

2、納入場所、浪江町大字棚塙地内。

3、契約の方法、制限付一般競争入札。

4、契約金額、1億8,238万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,658万円。

5、契約の相手方、宮崎県都城市都北町7210番地2、株式会社天神製作所、代表取締役、石田徹。

6、納期、議会の議決を得た日から令和8年3月31日となってございます。

本件は、畜産施設の物品購入を行うものです。

194ページ、議案資料1をご覧ください。

左側に今回購入する堆肥攪拌システムを設置する堆肥発酵舎の場所を示しております。堆肥攪拌システムは、堆肥攪拌機2台、走行レール1式、ブロアー21台により構成されます。畜産施設にて発生する牛糞尿のうち水分が少ない育成牛や哺乳牛の糞尿などを攪拌、発酵させる機械となります。スクリューの先端や床面から送風しな

がら攪拌することで、より酵母発酵が進み良質な堆肥の生産が可能となります。

195ページ、資料2をご覧ください。

入札執行結果表となります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第22、議案第63号　工事請負契約の変更について（丈六ため池環境保全整備工事（再対策））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第63号　工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、丈六ため池環境保全整備工事（再対策）について契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は2億2,660万円ですが、743万7,100円を増額し、2億3,403万7,100円に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　議案集によりご説明いたします。

議案集196ページをお開きください。

1、契約の目的、丈六ため池環境保全整備工事（再対策）。

2、施工箇所、浪江町大字高瀬字丈六地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前、2億2,660万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,060万円。変更後、2億3,403万7,100円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,127万6,100円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶。

6、工期、令和5年9月12日から令和6年7月26日となってございます。

197ページ、議案資料1をご覧ください。

変更の理由でございます。丈六ため池において、大雨等の影響で池内の流入水及び地下水が多くたため、滞留した水の強制排水の対策としてポンプを増設し、仮排水工を行った結果、底質の乾燥が進み仮設工に必要な土質改良材の添加量が当初設計に比べ減少したため、施工実績により土質改良材の数量を減します。

対策面積について、施工前調査の結果、対策範囲内的一部で8,000ベクレル・パー・キログラム未満であることが確認されたこ

とから、対策面積を減します。

除去土処理工について、搬出土量が増加したため、施工実績により、大型土のうの数量を増するものです。

内訳については、変更内容の表のとおりとなります。

198ページ、議案資料2をお開きください。

丈六ため池の平面図となります。今回の工事の当初設計の際に根拠とした調査点の調査結果の数字は黒字で示しております。一方、工事発注後に調査したポイントと調査結果を青字で示しています。その結果、基準より低い数値が対策範囲内にて確認されたことから、赤色で示したエリアの面積115平米を減するものです。

また、強制排水対策として2台のポンプを増設した箇所を赤字で示しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（平本佳司君）　日程第23、議案第64号　町営土地改良事業の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第64号　町営土地改良事業の変更についてご説明いたします。

本案は、町が維持管理する焼築頭首工について、維持管理計画書の変更が必要になったことから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　議案書により説明いたします。

議案集199ページをお開きください。

本議案は、令和5年度末に災害復旧工事を完了した焼築頭首工の維持管理計画の変更について、土地改良法の規定に基づき、議会の議決を求めるものとなります。

主な変更理由については、受益面積の変更及び管理体制の変更となります。

焼築頭首工は、昭和63年度に国により整備された農業施設であり、浪江町及び双葉町の圃場へ農業用水を供給する重要な役割を担っており、平成9年度より両町により管理されている施設です。

東日本大震災の影響により甚大な被害を受けたところですが、国営直轄事業により災害復旧は完了し、改めて令和6年度から両町により維持管理をすることとなりました。

200ページ、議案資料1をご覧ください。

今回変更する箇所について朱書きとなっております。

201ページをご覧ください。

第2章地域の現況、1、地域の広範部分の説明について、震災前の記載でありましたが震災後の現況についての記載に変更しております。

次のページ、202ページをご覧ください。

2、地籍の表について、施設の災害復旧に当たり、浪江町と双葉町の農地の受益面積について、国から示された数量に基づき変更しております。浪江町では、畳が0.5ヘクタール減少しております。合計1,379.8ヘクタールとなります。

次のページ、203ページをご覧ください。

3、維持管理の方法。

(1) 管理体制の記載のうち、請戸川土地改良区への委託内容について、大柿ダム管理事務所及び用水管理施設における遠隔操作と明確にいたしました。

205ページをお開きください。

焼築頭首工の位置及び焼築頭首工の受益範囲を示した図面となっておりますので、ご確認ください。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

---

○議長（平本佳司君） ここで、10時45分まで休憩します。

（午前10時27分）

---

○議長（平本佳司君） 再開します。

（午前10時45分）

---

○議長（平本佳司君） ここで、農林水産課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案上程の際に、誤って読み上げてしまった箇所が2点ございますので、訂正をお願いしたいと存じます。

まず、議案集148ページになります。

上の表の飼育池の外寸法面積について、82平米何がしと桁を間違って読み上げてしましました。正しくは824.68平米となります。

もう一点でございます。159ページ、議案第54号の契約金額についてでございます。間違って6,119万円と読み上げてしまいました。正しくは6,919万円となっております。

おわびして訂正申し上げます。申し訳ありませんでした。

○議長（平本佳司君）　日程第24、議案第65号　令和6年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第65号　令和6年度浪江町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,695万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を321億1,295万3,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君）　それでは、事項別明細書によりご説明をいたします。

211ページをお開きください。

まず、歳入の主なものからご説明をさせていただきます。

款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1,318万9,000円の増につきましては、福島再生加速化交付金事業における補助分として震災復興特別交付税を増額するものでございます。対象となる事業は、復興計画策定事業、水道施設整備事業、認定こども園増築事業などとなっております。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1億1,635万円の増につきましては、主に福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の増で、対象事業は今ほど申し上げました震災復興特別交付税と同じく、復興計画策定事業などとなっております。

これに加えまして、その下でございますが、定額減税をし切れない方を対象とした定額減税補足給付金事業の財源といたしまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を増額するものでございます。

212ページをご覧ください。

款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1億623万2,000円の増につきましては、財源調整のための増となっております。

213ページをお開きください。

款20諸収入、項4雑入、目1雑入4,165万5,000円の増につきましては、原子力損害賠償金で学校予備費に係る賠償金となっております。

214ページをご覧ください。

ここからは歳出の主なものについてご説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費4,165万6,000円の増につきましては、歳入で先ほどご説明させていただきました原子力損害賠償金を浪江町行財政長期安定化基金積立金として積立てをするものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費1億6,472万3,000円の増につきましては、節12の委託料にございます福祉システム改修委託料、これ以外の部分につきまして、以外全て定額減税をし切れない方を対象としました定額減税補足給付金事業に係る経費を今回計上しております。

なお、本事業の対象となる人数は、約2,200人を想定しております。

215ページをご覧ください。

款3民生費、項2児童福祉費、目5認定こども園費3,844万8,000円の増につきましては、主に節12委託料のにじいろこども園増築設計業務委託料が予算増になっていることによるものでございます。

216ページをご覧ください。

款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費3,069万9,000円の増につきましては、権現堂地内における配水管布設工事に係ります上水道事業補助金の増によるものでございます。

218ページは、基金の運用状況となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第25、議案第66号　令和6年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　議案第66号　令和6年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、水道事業資本的収入3,069万9,000円を増額し、資本的支出4,385万7,000円を増額するものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君）　住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君）　補正予算説明資料によりご説明いたします。

223ページをご覧ください。

4条予算、資本的収入及び支出で、上の段、資本的収入になりま

す。

款1 資本的収入、項2 補助金、目1 補助金3,069万9,000円の増は、資本的支出、建設改良費の財源となる再生加速化交付金等の町からの補助金であります。

次に、下の段、資本的支出になります。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目2 配水及び給水施設改良費4,385万7,000円の増は、管網モデルに基づく基幹管路整備として実施する配水管布設工事、権現堂第2工区となっております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第26、同意第1号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　同意第1号 農業委員会委員の任命についてご説明いたします。

本案は、農業委員会委員の任期が令和6年7月7日で満了となることから、新たな農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回の同意を求める農業委員会委員は、小澤英之氏、武藤栄治氏、中野弘寿氏、川島優氏、加藤修氏、柴野正男氏、高野順氏、菅野富美恵氏、鈴木敬二郎氏、松田孝司氏、岡高志氏及び三瓶徳久氏の12名の方で、長年にわたる農業経営の実績または豊富な経験及び知識等を有することから適任であり、農業委員会委員に任命したいと考えているところであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第27、報告第1号 令和5年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君）　報告第1号 令和5年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和5年度において、地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定した継続費に係る予算の繰越しについて、同法施行令第145条第1項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君）　日程第28、報告第2号 令和5年度浪江町一般

会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 報告第2号 令和5年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和5年度において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した繰越明許費に係る予算の繰越しについて、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第29、報告第3号 令和5年度浪江町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 報告第3号 令和5年度浪江町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和5年度において、地方自治法第222条第3項ただし書きの規定に基づき行った事故繰越しについて、同法施行令第150条第3項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、企画財政課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（吉田厚志君） 議案集234ページをご覧ください。

234ページは、令和5年度浪江町一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

款6 農林水産業費、項3 林業費、事業名、ふくしま森林再生事業（西台・酒田・莉宿地区）、こちらの事業につきましては、表の右側、説明欄がございますが、同意取得対象者のうち町外在住者が大半を占めており、内容の説明や境界の確認のため日数を要したこと、また、一部の地点において想定を上回る空間放射線量率が観測され、事業実施の方向性の検討に当たり、国との調整に日数を要したため、こうした理由から事業を翌年度に事故繰越しをしたものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第30、報告第4号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 報告第4号 令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和5年度において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した繰越明許費に係る予算の繰越しについて、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告をするものであります。

よろしくお願ひします。

○議長（平本佳司君） 日程第31、報告第5号 令和5年度浪江町水道事業会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 報告第5号 令和5年度浪江町水道事業会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和5年度において、地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定した継続費に係る予算の繰越しについて、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君） 日程第32、報告第6号 令和5年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田栄光君） 報告第6号 令和5年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、令和5年度において、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき設定した繰越明許費に係る予算の繰越しについて、同条第3項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、住宅水道課長より説明をさせます。

○議長（平本佳司君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、水道事業会計予算繰越計算書によりご説明いたします。

240ページをご覧ください。

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、県道長塚請戸浪江線石綿管布設替工事、翌年度繰越額5,218万4,000円につきましては、説明書きにありますように、同時施工する県の道路工事が令和6年度実施となったことにより繰越しするものであります。

財源内訳については、記載のとおりであります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（平本佳司君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

---

#### ◎延会について

○議長（平本佳司君） お諮りします。質疑については、12日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

12日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集をお願いいたします。

---

#### ◎延会の宣告

○議長（平本佳司君） 本日はこれで延会します。

お疲れさまでした。

（午前11時02分）

令和 6 年 6 月 6 日（木曜日） 常任委員会

令和 6 年 6 月 7 日（金曜日） 常任委員会

令和 6 年 6 月 8 日（土曜日） 休 日

令和 6 年 6 月 9 日（日曜日） 休 日

令和 6 年 6 月 10 日（月曜日） 常任委員会

令和 6 年 6 月 11 日（火曜日） 休 会

# 6月定例町議会

(第3号)

## 令和6年浪江町議会6月定例会

### 議事日程（第3号）

令和6年6月12日（水曜日）午前9時開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町一般会計補正予算（第7号））               |
| 日程第 2 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）） |
| 日程第 3 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））       |
| 日程第 4 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））        |
| 日程第 5 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））         |
| 日程第 6 | 承認第 6号 | 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））        |
| 日程第 7 | 承認第 7号 | 専決処分の承認を求めるについて（浪江町税条例の一部改正について）                     |
| 日程第 8 | 承認第 8号 | 専決処分の承認を求めるについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）               |
| 日程第 9 | 議案第50号 | 工事請負契約の締結について（春卯野ため池環境保全整備工事（再対策））                   |
| 日程第10 | 議案第51号 | 工事請負契約の締結について（沢目ため池環境保全整備工事（再対策））                    |
| 日程第11 | 議案第52号 | 工事請負契約の締結について（さけふ化施設整備工事（建築））                        |
| 日程第12 | 議案第53号 | 工事請負契約の締結について（さけふ化施設整備工事（電気設備））                      |
| 日程第13 | 議案第54号 | 工事請負契約の締結について（さけふ化施                                  |

		設整備工事（機械設備））
日程第 1 4	議案第 5 5 号	工事請負契約の締結について（さけ採捕付 帶施設整備工事（建築））
日程第 1 5	議案第 5 6 号	工事請負契約の締結について（さけふ化施 設さく井・揚水設備工事）
日程第 1 6	議案第 5 7 号	工事請負契約の締結について（さけふ化施 設送水設備工事）
日程第 1 7	議案第 5 8 号	工事請負契約の締結について（さけふ化施 設井戸監視電気設備工事）
日程第 1 8	議案第 5 9 号	工事請負契約の締結について（橋梁補修工 事（天神渕橋））
日程第 1 9	議案第 6 0 号	物品購入契約の締結について（ノートパソ コン購入）
日程第 2 0	議案第 6 1 号	物品購入契約の締結について（宅地用除草 剤購入（単価契約））
日程第 2 1	議案第 6 2 号	物品購入契約の締結について（畜産施設機 器購入（その 2 堆肥攪拌システム））
日程第 2 2	議案第 6 3 号	工事請負契約の変更について（丈六ため池 環境保全整備工事（再対策））
日程第 2 3	議案第 6 4 号	町営土地改良事業の変更について
日程第 2 4	議案第 6 5 号	令和 6 年度浪江町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 5	議案第 6 6 号	令和 6 年度浪江町水道事業会計補正予算 （第 1 号）
日程第 2 6	同意第 1 号	農業委員会委員の任命について
日程第 2 7	報告第 1 号	令和 5 年度浪江町一般会計継続費繰越計算 書について
日程第 2 8	報告第 2 号	令和 5 年度浪江町一般会計繰越明許費繰越 計算書について
日程第 2 9	報告第 3 号	令和 5 年度浪江町一般会計事故繰越し繰越 計算書について
日程第 3 0	報告第 4 号	令和 5 年度浪江町公共下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書について
日程第 3 1	報告第 5 号	令和 5 年度浪江町水道事業会計継続費繰越 計算書について
日程第 3 2	報告第 6 号	令和 5 年度浪江町水道事業会計予算繰越計 算書について
日程第 3 3	委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について	

出席議員 (15名)

1番	武 藤 晴 男 君	2番	紺 野 豊 君
3番	吉 田 邦 弘 君	4番	平 本 司 君
5番	小 澤 英 之 君	6番	半 谷 君
7番	紺 野 則 夫 君	8番	佐 々 木 武 君
9番	山 本 幸 一 郎 君	10番	高 野 君
11番	渡 邊 泰 彦 君	12番	松 田 君
13番	佐 々 木 勇 治 君	14番	山 崎 文 君
15番	紺 野 榮 重 君		

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 栄 光 君	副	町 山 本 長 邦 一 君
副	町 成 井 長 祥 君	教	育 笠 井 長 淳 一 君
代 表 監 査 委 員	宮 口 勝 美 君	総 務 課 長 兼 津 島 支 所 長 兼 選 举 管 理 委 員 会 書 記 長	戸 浪 義 勝 君
企 画 財 政 課 長	吉 田 厚 志 君	住 民 課 長 一	志 君
産 業 振 興 課 長	蒲 原 文 崇 君	農 林 水 產 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	金 山 信 一 君
住 宅 水 道 課 長	木 村 順 一 君	建 設 課 長	宮 林 薫 君
市 街 地 整 備 課 長	今 野 裕 仁 君	健 康 保 險 課 長 兼 浪 江 診 療 所 事 務 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 長	西 健 一 君
介 護 福 祉 課 長	松 本 幸 夫 君	会 計 管 理 者 兼 長	中 野 隆 幸 君
教 育 総 務 課 長	鈴 木 清 水 君	生 涯 学 習 課 長 兼 浪 江 公 民 館 長 兼 浪 江 図 書 館 長	岡 秀 樹 君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 次長  
中野 夕華子君 今野 雄一君  
書記  
岡本 ちり君

---

### ◎開議の宣告

○議長（平本佳司君） おはようございます。  
ただいまの出席議員数は15人であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
(午前 9時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（平本佳司君） 本日の議事日程は、タブレット端末の格納のとおりです。  
ここで、議案審議に入る前に、出席の皆さんに申し上げます。  
会議中は浪江町議会会議規則第104条の規定に基づき、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害などをなさらぬよう、言動も慎むようお願い申し上げます。また、同じく会議規則第54条の規定に基づき、発言は全て簡潔にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えることのないようにし、質疑に当たっては自己の意見を述べることのないようお願い申し上げます。

---

### ◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町一般会計補正予算（第7号）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。  
よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

---

### ◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第2、承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

---

### ◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。  
よって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

---

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。  
よって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

---

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第5、承認第5号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めるについて

(令和5年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）)を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第6、承認第6号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めるについて（令和5年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第7号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第7、承認第7号 専決処分の承認を求めるについて（浪江町税条例の一部改正について）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、承認第7号 専決処分の承認を求めるについて  
(浪江町税条例の一部改正について) を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎承認第8号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第8、承認第8号 専決処分の承認を求めるについて(浪江町国民健康保険税条例の一部改正について) を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、承認第8号 専決処分の承認を求めるについて  
(浪江町国民健康保険税条例の一部改正について) を採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第9、議案第50号 工事請負契約の締結について(春卯野ため池環境保全整備工事(再対策))を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第50号 工事請負契約の締結について（春卯野ため池環境保全整備工事（再対策））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第10、議案第51号 工事請負契約の締結について（沢目ため池環境保全整備工事（再対策））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 先ほどの春卯野ため池と同じような感覚で聞いてもらって結構ですけれども、このため池の除染はいつ頃完了したのか、はっきり言って、私にはため池のことは詳しくは分かりませんけれども、上流部の除染をしない限り、やっぱり線量の上昇がありにも早いのではないのか、除染が完了してから。ということは、これから同じことが何度も繰り返されるおそれがあるということで、やはり私としては、やはり環境省あたりに一考、線量が上がればこれ限りなく除染をしたいと、するというような覚書、そういうものを締結する考えがあるのか、また要望はしたのか、それを伺いたいと思います。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

再対策の原因なんですが、台風19号以降の大雨により、対策済みのため池において放射性物質濃度が上昇しており、山林からの土砂流入等の影響であることは、国も認識しているところでございます。

国と協議した結果、ため池の再対策工事を実施することは可能とされておりますが、ため池に関しては状況を確認しながら再対策を進めているところです。山林除染について、こちらに関しては、各会議等で町としても現状を伝えているところであります。町単独

では解決できないのが現状でありますて、国、環境省、関係機関と根本的な対策の検討については要望しているところですが、覚書の締結という具体的なところまでは行っていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 今の説明で大体というか、毎回同じような質問にはなるんですけども、結果的には、もう山間部の除染はしないというふうな國の方針であれば、当然、これから異常水害とか、そういう関係が頻繁に想定というか、予想されます。そこで同じことの繰り返しを何度も国と協議しても、結果的にはらちは明かないと思うんですよ。ということは、同じことが繰り返されるおそれがあるという。であるので、やはりその辺はもっと強く要望と行きながらも、国と覚書を締結するぐらいの心構えでやっていかなくちゃならないと思います。これは要望でも結構ですけれども、以上、心して頑張っていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（平本佳司君） 答弁いいですか。

要望とします。

ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第51号 工事請負契約の締結について（沢目ため池環境保全整備工事（再対策））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第11、議案第52号 工事請負契約の締結について（さけふ化施設整備工事（建築））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、高野武君。

○10番（高野　武君）　ご苦労さまです。秋鮭の孵化施設、これについての全般的な質問になります。

本施設は、長年我々漁業者が待ち望んだ事業がやっと本格的な形で動き出したということで、誠に喜ばしいことでもあります。しかし、不安材料もかなりありますので、何点か伺いたいと思います。

まず、本施設が稼働した場合ですけれども、震災前の放流実績どのくらいあったのかということを伺いたいなと思います。本施設の放流計画が450万尾ということで、前に伺っておりますので、その辺は結構ですけれども、震災前の放流実績。

あと、その次になります。令和2年度より泉田川漁協単独で放流を実施していたと、前に議会の中で答弁ありましたけれども、大体どのくらいの尾数を放流していたのか。ということは令和2年度以降なら今年は3年目やっておられるんですか。3年目になります。3年目ということは、4年で回帰するという考え方の下に、3年で帰ってくる魚も今までかなりあったんです。それで、昨年度はどのくらいの採捕実績があったのか。分かれば雄、雌の区別、数量もお願いしたいなと思います。

その上で、近隣の木戸川、ここでも秋鮭の放流はかなり前から放流しております。

そこで、あまりにも新聞報道などを見る限りでは、採捕実績が少ないように感じております。また全国的に見ても、秋鮭の記録にないような不漁が続いております。そこで、自分たちの放流する卵ですか、放流尾数の確保さえも難しいような状況にあるというような報告も聞いております。

そこで、このような状況の中で、放流予定ですぐ卵の確保ができるのか。前に伺ったときには、努力しますというような回答ばかりだったんですけども、本施設が稼働するに当たり、これだけの施設を動かすということは、卵の確保も当然確保できるものと理解して結構かなと思うんですけども、その辺で、前にも質問した経緯上、やはりどの辺の、どの辺というのはどの辺りですか、どの県でも結構です。どこの漁協に打診をして、どのような回答をいただいたのか。半年以上前ですから、当然何らかの打診はあったかと思いますので、どのような回答を得たのか伺いたいと思います。

あと、最後にですけれども、卵の購入に関しての財源をどのように考えておられるのか、その辺を併せてお願いします。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えいたします。

さけふ化施設に関する質問で、まず震災前の放流実績ということをございます。

震災前の放流実績でありますが、平成18年頃には1,600万尾放流しておりましたが、震災前の平成22年度では約900万尾の放流実績となってございました。

今ご質問にありました令和2年からということですが、今回情報を整理するに当たり漁協へ確認したところ、令和4年から正式には放流事業を再開しておるということを確認してございます。令和4年から30万尾ずつを令和4年、令和5年、それから令和6年も計画しているということでございます。

次に、採捕実績で周辺施設でもなかなかサケが遡上してこないというのは、私たちも把握しているところでございます。今回、今お答えしました30万尾の放流に関しても、泉田川漁協では山形県や北海道から受精卵を確保して、そちらの周辺の孵化施設で育苗していただいて、放流していると伺っておりますので、今後も今のルート、山形県や北海道のルートをまず中心に確保していくのではないかと考えてございます。

なお、この点に関しましては、町としてもしっかりと情報を共有しながら、確認していきたいと考えております。

また、財源でございますが、現在、放流事業へ補助金で年30万の補助金を申請いただいて、交付しているところでございますが、今後もこういった事業は継続してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） ただいまの説明の中で、サケ、泉田川に確認したところによると、令和4年度から放流したという確認ですけれども、この辺はどうなんですか。

あとそれで、私が頂いている資料なんですけれども、前回なんですけれども、泉田川漁協さんと令和2年の9月の委員会の中の説明なんですが、私が関わっている。その中で、令和2年から泉田川内水面組合ですか、ご答弁、単独で放流したという答弁の趣旨があるんですけれども、これの整合性はどう考えますか。その2点お願ひします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 失礼いたしました。

放流事業として申請にいただいたのが令和4年ということで、ちょっとその以前の調査不足ということで、独自事業として実施され

たのが令和2年からということだったかなと思いますが、なお再度確認していきたいと考えております。

○議長（平本佳司君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 再度確認をいただくということなんですねけれども、先ほど、数えてみれば2年から放流してということで、その放流尾数も当然確認するということで、先ほど私が言いましたように、大体早ければ3年で帰ってくるという回帰率があるもんですから、だとすれば当然、内水面組合で単独事業でやったとしても、当然、幾らかの個数は単独であれば単独で採捕してあるんですよね。当然、採捕の許可は必要だとは思いますけれども。それに関しても報告がなかったもので、それもお願いします。

○議長（平本佳司君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 失礼いたしました。

サケの遡上を調査するための試験採捕というものを毎年行っておりまして、私も現地にお伺いして、確認しているところですが、ここ数年は数本ということで確認しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第52号 工事請負契約の締結について（さけふ化施設整備工事（建築））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第12、議案第53号 工事請負契約の締結について（さけふ化施設整備工事（電気設備））を議題といたします。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより、議案第53号 工事請負契約の締結について（さけふ化施設整備工事（電気設備））を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。  
よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第13、議案第54号 工事請負契約の締結について（さけふ化施設整備工事（機械設備））を議題といたします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより、議案第54号 工事請負契約の締結について（さけふ化施設整備工事（機械設備））を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。  
よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第14、議案第55号 工事請負契約の締結について（さけ採捕付帯施設整備工事（建築））を議題といたします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより、議案第55号 工事請負契約の締結について（さけ採捕付帶施設整備工事（建築））を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。  
よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第15、議案第56号 工事請負契約の締結について（さけふ化施設さく井・揚水設備工事）を議題といたします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより、議案第56号 工事請負契約の締結について（さけふ化施設さく井・揚水設備工事）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。  
よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第16、議案第57号 工事請負契約の締結について（さけふ化施設送水設備工事）を議題といたします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより、議案第57号 工事請負契約の締結について（さけふ化施設送水設備工事）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。  
よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第17、議案第58号 工事請負契約の締結について（さけふ化施設井戸監視電気設備工事）を議題といたします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより、議案第58号 工事請負契約の締結について（さけふ化施設井戸監視電気設備工事）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。  
よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第18、議案第59号 工事請負契約の締結について（橋梁補修工事（天神渕橋））を議題といたします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより、議案第59号 工事請負契約の締結について（橋梁補修工事（天神渕橋））を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。  
よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第19、議案第60号 物品購入契約の締結について（ノートパソコン購入）を議題といたします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。  
討論を終わります。  
これより、議案第60号 物品購入契約の締結について（ノートパソコン購入）を採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。  
よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君） 日程第20、議案第61号 物品購入契約の締結について（宅地用除草剤購入（単価契約））を議題といたします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
13番、佐々木勇治君。

○13番（佐々木勇治君） 2点お伺いします。

昨年は粒剤タイプだったのに対して、今回は液剤タイプにした理由は何かあるのかお伺いします。

次に、個人に配布なのか、世帯に配布なのかお伺いします。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 昨年が粒剤タイプで今年液剤にした理由でございますけれども、昨年度は事業開始が12月からということで、いわゆる冬に適したようなものということで探しましたところ、粒剤のほうが秋冬用に適しているということもございまして、そのような形になったということで、本来であれば、当初から液剤を予定していたものでございまして、一般的にその活用される液剤を今回対象としたものでございます。

それから、対象者でございますけれども、昨年、予算計上の段階では世帯というような話でさせていただいて、途中からいわゆる町内に土地を所有する方ということで変更させていただいて、交付を始めて、配布したところでございまして、今回も世帯ではなく町内に土地を所有している方を対象に、その所有者ごとに2個ずつ配布する予定で予定しております。

以上でございます。

○議長（平本佳司君） 13番、佐々木勇治君。

○13番（佐々木勇治君） 今回の上限も2箱なのかお伺いします。

○議長（平本佳司君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） はい。2個、所有者ごとに2個ずつです。

○議長（平本佳司君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第61号 物品購入契約の締結について（宅地用除草剤購入（単価契約））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第21、議案第62号　物品購入契約の締結について（畜産施設設備品購入（その2　堆肥攪拌システム））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君）　1点、3の契約方法に制限付一般競争入札というふうなことで記載されています。制限付ですので、その辺の詳細な説明をお願いいたします。

○議長（平本佳司君）　農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君）　ご質問にお答えします。

本物品について、大規模な頭数のふん尿処理を行うこと、堆肥の良質化を目指す観点から、今回の機種選定に至りました。同種の納入に対応できる事業者を調査したところ、浪江町入札参加資格名簿への登録がなかったことから、参加名簿によらない全国に広げ複数社対応が確認できましたので、納入実績要件を付しまして、制限付一般競争入札を実施いたしました。

以上でございます。

○議長（平本佳司君）　よろしいですか。

○5番（小澤英之君）　はい。

○議長（平本佳司君）　ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第62号　物品購入契約の締結について（畜産施設設備品購入（その2　堆肥攪拌システム））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第22、議案第63号　工事請負契約の変更について（丈六ため池環境保全整備工事（再対策））を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第63号　工事請負契約の変更について（丈六ため池環境保全整備工事（再対策））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第23、議案第64号　町営土地改良事業の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第64号　町営土地改良事業の変更についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第24、議案第65号　令和6年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第65号　令和6年度浪江町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（平本佳司君）　日程第25、議案第66号　令和6年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君）　討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第66号　令和6年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君）　起立全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（平本佳司君） ここで、地方自治法第117条の規定により、小澤英之君及び松田孝司君の退場を求めます。  
〔小澤英之君・松田孝司君退席〕

---

○議長（平本佳司君） 暫時休議します。  
(午前 9時40分)

---

○議長（平本佳司君） 再開します。  
(午前 9時40分)

---

#### ◎同意第1号の質疑、採決

○議長（平本佳司君） 日程第26、同意第1号 農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。

これより、同意第1号 農業委員会委員の任命についてを採決します。

採決は、個別に、起立により行います。  
まず、小澤英之氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。  
よって、小澤英之氏については、同意することに決定いたしました。

次に、武藤栄治氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。  
よって、武藤栄治氏については、同意することに決定いたしました。

次に、中野弘寿氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。  
よって、中野弘寿氏については、同意することに決定いたしました。

次に、川島優氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、川島優氏については、同意することに決定いたしました。

次に、加藤修氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、加藤修氏については、同意することに決定いたしました。

次に、柴野正男氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、柴野正男氏については、同意することに決定いたしました。

次に、高野順氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、高野順氏については、同意することに決定いたしました。

次に、菅野富美恵氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、菅野富美恵氏については、同意することに決定いたしました。

次に、鈴木敬二郎氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、鈴木敬二郎氏については、同意することに決定いたしました。

次に、松田孝司氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、松田孝司氏については、同意することに決定いたしました。

た。

次に、岡高志氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、岡高志氏については、同意することに決定いたしました。

次に、三瓶徳久氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（平本佳司君） 起立全員であります。

よって、三瓶徳久氏については、同意することに決定いたしました。

以上、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、小澤英之君及び松田孝司君の入場を許可します。

[小澤英之君・松田孝司君着席]

---

○議長（平本佳司君） 暫時休議します。

(午前 9時45分)

---

○議長（平本佳司君） 再開します。

(午前 9時45分)

---

#### ◎報告第1号の質疑

○議長（平本佳司君） 日程第27、報告第1号 令和5年度浪江町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

---

#### ◎報告第2号の質疑

○議長（平本佳司君） 日程第28、報告第2号 令和5年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

---

#### ◎報告第3号の質疑

○議長（平本佳司君）　日程第29、報告第3号　令和5年度浪江町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で報告第3号を終わります。

---

#### ◎報告第4号の質疑

○議長（平本佳司君）　日程第30、報告第4号　令和5年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越し明許費繰越計算書についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で報告第4号を終わります。

---

#### ◎報告第5号の質疑

○議長（平本佳司君）　日程第31、報告第5号　令和5年度浪江町水道事業会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で報告第5号を終わります。

---

#### ◎報告第6号の質疑

○議長（平本佳司君）　日程第32、報告第6号　令和5年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で報告第6号を終わります。

---

#### ◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

○議長（平本佳司君）　日程第33、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに議会報編集特別委員会委員長から、タブレット端末に格納した申出書のとおり、閉会中の継続審査または調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査または調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平本佳司君）　異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査または調査とすることに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了いたしました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（平本佳司君）　ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（吉田栄光君）　今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る6月4日の本定例会開会以来、熱心にご審議いただき、提案いたしました全ての議案について、ご賛同をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

このたび上程させていただいた議案は、全て重要ですが、議案第52号から58号のさけふ化施設に係る工事請負契約の締結により、施設整備に本格的に着手してまいります。

増殖技術の継承を含め、サケ稚魚放流の本格的再開により、浪江に息づいたさけ文化の復活を目指して、令和7年度の後半には施設の供用が開始できるよう、しっかりと進めてまいります。

関係者の皆様には、伝統のともしびを絶やさないために、再開の検討を進め、稚魚の放流を継続するなど、これまでのご尽力に改めて深く敬意と感謝を申し上げます。

また、同意第1号の農業委員会委員の任命につきましても、議員の皆様にご同意をいただき、感謝を申し上げます。町の農業再生に当たりましては、圃場整備など一定のハード整備を現在も進めているところでありますが、並行して進めてきた地域の農家の皆様によ

る営農のための地域計画の策定も、大変重要であります。その話合いの中心的な役割を担っていただくのが農業委員の皆様であり、現在は27%ほどの営農再開率が今後も順調に推移してまいりますよう、委員の皆様のますますのご活躍にご期待をするところであります。

そのほかの議案につきましても、審議の過程で頂いた貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行に生かしてまいりうる考え方であります。

また、このたびの一般質問では、町の歴史や文化の継承に関すること、教育や子育て環境への配慮、町の景観や環境への懸念に関すること、人口や税収確保に関すること、そのほか行政運営全般につきまして、提案を含めご質問をいただきました。

いずれのご質問も、今後のまちづくりにおける重要課題であり、町として真摯に受け止め、今後の町政執行に生かしてまいりうる考え方であります。

町政執行に当たっては、特に震災から15年目以降の財源確保やまだまだ課題山積の状況にございますが、議員各位のご理解とご協力の下、しっかりと町民福祉の向上と復興の達成を目指し、全力を尽くしてまいりうる考え方であります。

結びに、間もなく梅雨を迎える、体調管理が難しい季節になります。議員各位におかれましては、健康にご留意をいただき、ご活躍いただきますようご祈念申し上げ、閉会に当たり、挨拶とさせていただきます。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（平本佳司君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年浪江町議会6月定例会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

（午前 9時54分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和　年　月　日

署名議員　浪江町議会議長　平野佳司

署名議員　紺野則夫

署名議員　佐々木茂

署名議員　高野武